

平成 27 年 1 月 15 日発行 年 4 回 (1・4・7・10 月) 15 日発行 昭和 35 年 4 月 25 日 第 3 種郵便物許可 第 600 号

東京土地家屋調査士会報

むきよ

2015
新春号
No.600



第600号発刊に寄せて

1. 記念号発行の挨拶
2. 年頭の挨拶
3. 東京土地家屋調査士会事務所の変遷

参加レポート

1. 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構主催
三大震災復興過程比較研究シンポジウム2014
「災害復興を考えるー関東大震災と首都直下地震ー」
2. 明海大学不動産学部
「不動産学シンポジウムーオリンピックは
東京の不動産市場をどのように変えるのか?ー」
3. 中央工学校生を対象とした
土地家屋調査士資格取得ガイダンス
4. 第20回よろず相談会

5. 日調連主催

「境界紛争ゼロ宣言!!2014日調連公開シンポジウム
「土地境界紛争が起きない社会」」

6. 災害復興まちづくり支援機構第11期定時総会・

創立10周年記念

「災害対応支援士業連絡会全国交流シンポジウム」

7. 関東ブロック協議会第6回ADR11研修会及び担当者会同

8. 平成26年度「基準点測量研修会」の開催報告

連載企画

1. 土地家屋調査士のかけはし
2. 各会におけるADRに関する取り組み
3. 新人刑事弁護士三崎薫の奮闘記(第8話)
4. 民事事件と弁護士

会のうごき

1. 入退会者情報

各部からのお知らせ

1. 災害対策専門部会による宮城会への視察報告
2. 会費の自動振替口座の残高確認について
3. 「土地」をテーマにした「川柳公募」企画の審査結果発表
4. 「会員の地域貢献活動」に関する原稿募集の告知

編集後記

その他

1. 表示登記相談のご案内
2. 常設「支部無料相談実施箇所」一覧表
3. 用紙類購入申込書



東京土地家屋調査士会

2015

新春号

No.600

土地家屋調査士倫理綱領

1. 使命
不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。
2. 公正
品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。
3. 研鑽
専門分野の知識と技術の向上を図る。



今号の表紙

600号を記念し、これまで発行された本会会報の、主だった号の表紙を紹介したい。

- ①第1号(昭和33年8月15日発行)
B5版の月刊誌、活版印刷で作成
- ②第50号(昭和37年10月15日発行)
- ③第100号(昭和41年12月15日発行)
- ④第150号(昭和46年2月15日発行)
- ⑤第200号(昭和50年4月15日発行)
- ⑥第250号(昭和54年6月15日発行)

- ⑦第300号(昭和58年8月15日発行)
- ⑧第350号(昭和62年10月15日発行)
- ⑨第353号(昭和63年1月15日発行) 当該号より、毎年1月号の表紙がカラー化
- ⑩第368号(平成元年4月15日発行) 当該号より、左開き
- ⑪第400号(平成3年12月15日発行)
- ⑫第450号(平成8年2月15日発行)
- ⑬第454号(平成8年6月15日発行) 当該号より、毎号表紙がカラー化
- ⑭第500号(平成12年4月15日発行)
- ⑮第550号(平成16年6月15日発行)
- ⑯第562号(平成17年7月15日発行) 当該号より、A4版の季刊誌
- ⑰第564号(平成18年1月15日発行) 当該号より、株式会社シュガーによるデザインが表紙・裏表紙に採用され(本会オリジナルキャラクター「エコゾウ&トッチ」を採用)、会報タイトルが「とうきょう」に変更される。
- ⑱第588号(平成24年1月15日発行) 当該号より、中綴じ製本
- ⑲第593号(平成25年4月15日発行) 当該号より、新日本法規出版株式会社によるデザインが表紙に採用される。

Contents

1. 第600号発刊に寄せて

(1) 記念号発行の挨拶	東京土地家屋調査士会会長 國吉 正和	02
(2) 年頭の挨拶	日本土地家屋調査士会連合会会長 林 千年	03
	東京法務局長 石田 一宏	04
(3) 東京土地家屋調査士会事務所の変遷	東京土地家屋調査士政治連盟会長 市川新太郎	05
	会報副編集長 浅川 正雄	06

2. 参加レポート

(1) 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構主催 三大震災復興過程比較研究シンポジウム2014 「災害復興を考えるー関東大震災と首都直下地震ー」	会報編集長 瀧野 隆央	10
(2) 明海大学不動産学部「不動産学シンポジウムーオリンピックは東京の不動産市場をどのように変えるのか?ー」	会報副編集長 浅川 正雄	12
(3) 中央工学校生を対象とした土地家屋調査士資格取得ガイダンス	会報編集委員 池田 輝彦	14
(4) 第20回よろず相談会	広報事業部	16
(5) 日調連主催「境界紛争ゼロ宣言!!2014日調連公開シンポジウム『土地境界紛争が起きない社会』」	会報編集委員 後藤 哲晴	17
(6) 災害復興まちづくり支援機構第11期定時総会・創立10周年記念「災害対応支援士業連絡会全国交流シンポジウム」	会報編集委員 小島健太郎	19
(7) 関東ブロック協議会第6回ADR11研修会及び担当者会同	境界紛争解決センター 運営委員 丸山 晴広	20
(8) 平成26年度「基準点測量研修会」の開催報告	研修部	22

3. 連載企画

(1) 土地家屋調査士のかけはし	長崎会 船津 学	24
(2) 各会におけるADRに関する取り組み	京都境界問題解決支援センター 運営委員長 若林 智	25
(3) 新人刑事弁護士三崎薫の奮闘記(第8話)	東京弁護士会 弁護士 氏家 宏海	26
(4) 民事事件と弁護士	東京弁護士会 弁護士 元木 崇司	28

4. 会のうごき

(1) 入退会者情報	30
------------	----

5. 各部からのお知らせ

(1) 災害対策専門部会による宮城会への視察報告〔総務部〕	31
(2) 会費の自動振替口座の残高確認について〔財務部〕	34
(3) 「土地」をテーマにした「川柳公募」企画の審査結果発表〔広報事業部〕	35
(4) 「会員の地域貢献活動」に関する原稿募集の告知〔広報事業部/会報編集会議〕	37

6. 編集後記

(1) 編集後記	38
----------	----

7. その他

(1) 表示登記相談のご案内	39
(2) 常設「支部無料相談実施箇所」一覧表	40
(3) 用紙類購入申込書	41



第600号発刊に寄せて

記念号発行の挨拶

東京土地家屋調査士会 会長 國吉正和



東京土地家屋調査士会会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。皆様には平成27年の新年を穏やかに迎えられたことと拝察し、心からお慶び申し上げます。

皆様には、日ごろから会務の運営と役員及び事務局職員に対するご支援とご協力を賜り、改めて心より感謝申し上げます。

当会は、各士業団体との協力による相談会など、市民の皆様や災害を受けた方々の支援活動を継続して行っております。また、災害対策専門部会では、東日本大震災における被災会の皆様の教訓を活かすべく、本年は、災害時緊急連絡システムの運用テストを実施することとしております。災害時を想定し、訓練や行動を開始していきたいと考えております。災害に対する事前の対応などに対し、各支部、各会員の皆様のご協力を、お願い申し上げます。

我が国の経済は、現政権の経済政策により、大企業の業績が上がり、株価の上昇へとつながっているものの、急激な円安が進み、かえって国内消費に陰りが見えるなど、私ども土地家屋調査士の事務所経営も、まだまだ厳しさが続いているものと思います。

日本が直面している、人口減少、少子高齢化の現実から、空家問題、土地の供給増、不在地主の問題など、我々土地家屋調査士の置かれる環境は厳しいものがあり、業務については、数をこなすばかりではなく、品質がなお一層求められると思います。

この状況に対応し、土地家屋調査士の将来を見据え、時節に対応するため、今東京会では、昨年度の定時総会でお示した事業計画に沿って、事業執行に努めています。

第一に、研修については、各研修受講者からの意見要望を踏まえ、多彩な項目を企画し、年間の研修予定を前もって提供することにより会員の方々が計画的に受講できるよう努めています。また、会員のニーズを把握すると共に土地家屋調

査士に必要な項目を検討し、研修体系の構築を目指しています。

第二に、各種相談会や大学への寄附講座、小中学校への出前授業を各支部の協力のもと行い、社会や教育機関への貢献を進めています。

また、各メディアへの情報提供活動（パブリシティ）により制度広報を図るという、新しい試みを行い、新聞紙面等へ情報を発信することが出来ました。

第三に、積極的な情報発信のため、本会ホームページの充実と会員の広場内の情報の拡充に努めています。

そして、第四に、本会各部の専門性を高め、有効的な予算執行、本会の業務執行の充実強化を図り、会務運営がより効率的で実効性のあるものとなることを目指しています。

これからも、会員の目線に立ち、調査士の業務の適正化を図るとともに、地位の向上を目指した環境づくりを行ってまいりたいと思います。

昨年は、ノーベル物理学賞を日本人3氏が受賞するという嬉しい出来事がありました。新しい感覚や研究により従来とは違ったものを作り出し、人々の生活をも変化させた成果だと思っています。

東京会も、会員の皆様、役員、事務局職員が一人一人の役割を自覚し、より一層情報を密にし、東京会がひとつになって知恵を絞り、新しいことにチャレンジしてゆくことが重要だと感じています。

本年も、役員、事務局職員一同が協力し努力してまいりたいと思いますので、皆様のご支援、ご協力よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、会員の皆様、ご家族、事務所職員の方々にとりまして、今年一年がご健勝で明るく実りの多いよい年となりますようご祈念申し上げ、年頭の挨拶といたします。

会報「とうきょう」第600号発刊のお祝い

日本土地家屋調査士会連合会会長 林 千年



第600号発刊に寄せて

東京土地家屋調査士会会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。

また、東京土地家屋調査士会会報「とうきょう」通巻第600号おめでとうございます。

皆様には、ご健勝にて、清々しい新春をお迎えのことと心からお喜びを申し上げます。

國吉正和会長をはじめ役員の皆様には、連合会の会務に多大なご協力をいただいておりますことに対し、改めて、厚く御礼申し上げます。

日本土地家屋調査士会連合会は、平成20年4月から、貴会が建設された土地家屋調査士会館の一つ屋根の下に入らせていただいております。今や、「土地家屋調査士会館」は、全国の土地家屋調査士会の中心地としての機能を果たしているところであります。

ところで、日本土地家屋調査士会連合会では、土地家屋調査士が日常の業務成果を活用した地図作りに参画できるよう、また、不動産登記法第14条地図作成作業の促進について要望を行う等、全国土地家屋調査士政治連盟とも協力し、鋭意活動しているところです。

昨年は、平成6年に長野県松本市で開催された全国土地家屋調査士松本大会から、ちょうど20年を迎えた年でありましたが、その節目となる年に、同大会で建立した「土地家屋調査士制度発祥の地」碑の移設を行いました。この度の移設は、より一層の土地家屋調査士制度の啓発に資する場所に移すことを目的としたものです。

同松本大会では、全国に向けて「松本宣言」を発信しましたが、その中で、地図整備の早期実現に全力を挙げて取り組むことが謳われております。

現在においても、地図整備、地図作成作業は、土地家屋調査士業務の基幹であり、国が経済成長の施策を更に進めるために必要な事業であることに変わりはありません。

また、昨年11月には、「2014日調連公開シンポジウム『土地境界紛争が起きない社会』」を開催いたしました。このシンポジウムでは、貴会からの多くの会員にも参加いただき、日本社会の現状と将来の動向を踏まえて、土地境界の専門家である私たち土地家屋調査士が果たす役割を「境界紛争ゼロ

宣言!!」として社会に発信しました。

私たち土地家屋調査士が境界紛争のない社会の構築に貢献するためには、業務に関連する諸能力の研鑽が欠かせません。昨年末には、専門資格者としての能力担保を図るべく、各土地家屋調査士会の研修活動を支援することを目的として実務講座を開催したところです。東京土地家屋調査士会におかれましても研修などにおいて活用していただきますようお願いいたします。

「境界紛争ゼロ宣言!!」を掲げた私たち土地家屋調査士の基本は、日常的な業務を通じ境界紛争を未然に防ぐ予防司法にあります。そして、その成果の集約が重要であり、登記所備付地図作成作業への積極的な参画とともに、日常的な業務成果を「地図」にすることを目指し推進してまいります。また、不幸にして境界紛争が生じたときには、筆界特定制度や土地家屋調査士会ADRを活用して紛争解決に寄与する態勢を盤石なものにし、一層の充実を図りたいと考えています。

このような「境界紛争ゼロ」に向けた社会的貢献の中で、土地家屋調査士に対する「土地境界の専門家」としての社会的な認知が得られるよう努め、それによって、更に土地家屋調査士の力を発揮するステージを拡大していきたいと思っております。

土地家屋調査士制度の制定から65年を迎え、不動産の表示に関する登記制度ができてから55年を迎える新しい年、平成27年は、さまざまな角度のアプローチから土地家屋調査士の存在を示していく年にしていく所存です。

今年は未年であります。群れをなす羊は、家族の安泰を示し、いつまでも平和に暮らすという縁起があるそうです。

日本土地家屋調査士会連合会においては、今年も皆様と共に、土地家屋調査士制度の充実・発展を図り、国民の信頼が一層高まるよう努力して参りたいと考えております。

新しい年が、東京土地家屋調査士会のご発展と、会員の皆様にとりまして明るい希望に満ち溢れた一年となりますよう祈念申し上げ、新年のあいさつ及び土地家屋調査士会会報「とうきょう」第600号発刊のお祝いのことばに代えさせていただきます。

年頭の御挨拶

東京法務局長 石田一宏



新年明けましておめでとうございます。

東京土地家屋調査士会会員の皆様方におかれましては、清々しい新年をお迎えのことと、心からお慶びを申し上げます。

会員の皆様方には、平素から登記事務を始めとする法務行政の適正かつ円滑な運営に、特段の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、政治・経済面では、4月に消費税率が5%から8%に引き上げられ、国民生活に大きな影響を与えました。

また、11月には今年10月に予定されていた消費税率10%への引上げが、景気の低迷を受け、1年半先送りされることとなり、その是非を問うとして、12月に第47回衆議院議員総選挙が行われたことは記憶に新しいところです。

社会面では、2月から3月にかけて開催された冬季オリンピック・パラリンピック・ソチ大会において、日本選手が多数のメダルを獲得するなど、開催期間中、国民を元気にする明るいニュースを提供してくれました。

ところで、現在、会員の皆様方が取り扱う業務は、不動産の表示登記に関する業務や、筆界特定に関する業務など、高度な専門性が必要とされる業務が中心となっています。今後とも、会員の皆様方が、土地家屋調査士の専門的職能を最大限に発揮していただき、東京土地家屋調査士会の更なる発展と土地家屋調査士の地位向上に、引き続き御尽力されることを期待しております。

一方、法務局におきましては、昨年10月5日に本局九段庁舎と立川地方合同庁舎において「全国一斉！法務局休日相談所」を開催し、休日相談ということもあり、多くの皆様方に御来場いただき、好評を得ることができました。

これもひとえに、東京土地家屋調査士会と会員の皆様方の御支援と御協力のたまものであり、この場をお借りして感謝を申し上げます。

また、昨年7月には国分寺市、国立市の登記事務取扱いを

府中支局から立川出張所へ変更し、11月には多摩出張所を府中支局と立川出張所に分割して統廃合しました。

登記事務取扱いの変更及び多摩出張所の廃止に伴う各種作業につきましては円滑に行われ、新たな組織体制での業務を予定どおり開始することができました。

会員の皆様方の御理解と御協力に重ねて感謝申し上げます。

筆界特定制度につきましては、東京土地家屋調査士会から筆界調査委員又は筆界特定相談員として御推薦いただきました会員の皆様方の専門的な知識経験及び測量技術をいかして、筆界特定申請事件の適正かつ迅速な処理に取り組んでおります。筆界特定申請事件につきましては、制度の発足以来、毎年の申請件数が高水準で推移しており、この制度に対する国民の関心と期待の大きさを反映しているものと認識いたしております。法務局としましては、今後とも、筆界特定申請事件の適正迅速処理に取り組んでまいります。

さらに、表示登記事務に関する現下の最重要課題である、登記所備付地図の整備につきまして積極的に推進しているところです。

また、登記手続のオンライン利用の促進につきましても、登記・供託オンライン申請システムの使いやすさの向上や制度面の見直しなど、今後も更なる取組を行ってまいります。会員の皆様方におかれましては、より一層オンライン申請を御利用いただきますよう、お願い申し上げます。

私どもとしましては、本年も多くの課題が山積みしておりますが、高度情報化社会に対応した不動産の表示登記の充実を図り、国民の期待と要請に応えてまいりたいと考えておりますので、会員の皆様方には、引き続き法務行政に対する御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、東京土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、新年の御挨拶いたします。

年頭の御挨拶

東京土地家屋調査士政治連盟会長 市川新太郎



明けましておめでとうございます。

平成27年の初春を迎え会員の皆様には良いお年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年7月7日に開催されました第14回定時大会では、会員の皆様よりご支援と協力を頂き心より感謝申し上げます。

本年も役員一同政治連盟の果たす使命の重要性を自覚し、その職責遂行に最善の努力をしていきたいと思っております。

昨年は12月に衆議院議員の総選挙が行われ、各地区代表の方々には大変お世話に成りました。

結果は自民党・公明党の圧勝に終わりましたが、お陰様で東調政連で推薦致しました議員さん全員が当選致しました。

これからも、東京土地家屋調査士政治連盟の活動と土地家屋調査士制度にご理解ご支援をいただく議員さんをしっかりと応援をしていきたいと思っております。

また、本年4月には統一選挙もございます、皆様方のご協力をお願い致します。

ここで、昨年の政治連盟の活動の一部を、簡単にご紹介させていただきます。

昨年4月17日に都議会公明党「東京土地家屋調査士制度推進議員懇話会」との勉強会を開催いたしました。

我々東京土地家屋調査士会から「土地家屋調査士業務における諸問題」と題しプレゼンテーションさせて頂きました。

「土地家屋調査士業務の流れ」また「土地家屋調査士が扱う境界とは」「不明地主の問題」など我々調査士が抱えている問題を議員さんに説明をさせて頂きました。

議員さんからは沢山の質問とご意見を頂くと同時に、今後取り組んでいかなければならない問題を話し合う事ができ、大変有意義な勉強会と成りました。

また、例年行っております予算要望のヒアリングは、昨年9月5日に各党と行いましたが、都議会自民党より、9月5日のヒアリングとは別に、シッカリと要望をお聞きしたいし、意見交換も行いたいので、前もって時間が取れないかとのお話がございました。

このことは、我々からしても大変喜ばしい事です。是非お願いしたいという事で、8月26日にヒアリングとは別に、

「都議会自民党土地家屋調査士政策研究会」と勉強会及び意見交換を行いました。

この日は、1時間以上の時間をとり、真摯に我々の要望を聞いて頂き大変実り多い意見交換と成りました。

本年度もこのような勉強会を引き続き各党と行っていきたいと思っております。

尚、昨年度の各党への要望は、

- 1、「木密地域不燃化10年プロジェクト」への助成
- 2、「細街路拡幅整備事業」への助成
- 3、「借地上の都所有建物の建物表題登記の推薦」について
- 4、「東京都内における地籍調査事業の推進」について

各項目の詳細は東京会ホームページ「東京土地家屋調査士政治連盟」に掲載をしておりますので、是非ご覧ください。

「入札参加資格審査の業種名への「土地家屋調査士業務」の追加」また、「地域戦略大綱」における「法務局・地方法務局の事務の地域移管」につきましても、都議会で「登記の事務・権限等の地方への移譲に関する意見書」が可決され、各関係方面に提出していただきました。

この様に、一つ一つでは有りますが、我々の要望が実ってきております。

東調政連も平成13年6月に設立してから、今年で14年目を迎えました。

おかげさまで政治団体としての知名度も上がり、各議員さんの対応も一昔前とは雲泥の差となってきております。

これも一重に会員の皆様のおかげと思っております。

しかし、まだまだ解決していかなければ成らない問題も山積しております。

これからも、各議員さんとの繋がりを密にし、しっかりと政治連盟の運動に取り組んでいきたいと思っております。

我々政治連盟は土地家屋調査士制度発展の為の政治連盟である事をご理解いただき、会員増強と会費の納入にご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に会員の皆様の益々のご発展を祈念いたしまして、新年のご挨拶と致します。

東京土地家屋調査士会事務所の変遷 ～歴代事務所所在地をたずねて～

会報副編集長 浅川正雄

第600号発刊に寄せて

会報第600号編集会議において、東京土地家屋調査士会（以下、「東京会」という。）歴代事務所所在地の写真を載せて記事にしようとの案が、担当副会長から有りこれに基づき調査取材してきた。

ここで簡単に東京会の歴史について触れておく。全国的には、長野会が昭和16年より土地家屋調査士の資格制度の請願運動をしてきた。東京においても、主として東京測量士会の有志が昭和22年頃より請願運動に参加し、昭和25年に土地家屋調査士法が制定されるや、全国にさきがけて昭和25年9月5日に東京土地家屋調査士会を設立した。また、これと平行して、土地家屋調査士の資格を測量士だけでなく、建築士も加える請願運動と関連し、建築士を中心として昭和25年12月14日に中央土地家屋調査士会が設立された。その後、この両会は昭和27年2月4日に統合され、現在の東京会が誕生した。

〈事務所の変遷〉

昭和25年から昭和28年11月（旧東京会）

中央区日本橋堀留町一丁目2番地 日本測量建設(株)内

昭和25年から昭和28年11月（旧中央会）

千代田区大手町一丁目8番地 建築代理士会館内

昭和28年12月から昭和29年7月

千代田区麹町四丁目3番地 日本測量建設(株)内

昭和29年7月から昭和31年9月

千代田区大手町一丁目8番地 建築代理士会館内

昭和31年9月から昭和34年3月

千代田区丸の内三丁目2番地 三菱21号館218号室
錦木事務所内

昭和34年4月から昭和37年5月

中央区小田原町三丁目11番地 東京法務局構内

昭和37年5月から昭和39年1月

千代田区霞が関一丁目1番地 法務省構内

昭和39年1月から昭和42年3月

中央区小田原町三丁目1番地 東京法務局構内

昭和42年3月から平成20年4月

港区新橋二丁目20番15-701号 新橋駅前ビル1号館7階

平成20年4月から現在

千代田区三崎町一丁目2番10号

1 さてここからが本番である。

最初に紹介するのは、中央区日本橋堀留町である。

ブルーマップにより、現在の住居は中央区日本橋堀留町一丁目1番と判断した。

中央区日本橋保健所並びに堀留児童公園に面した一画のようである。



この地において、旧東京会が生まれたようである。

2 次に紹介するのは、千代田区大手町一丁目8番地。旧中央会の発足した場所である。同じくブルーマップによると大手町一丁目1番となり、内堀通り沿いの大手門側の角地のようである。この一画には旧あさひ銀行本店、旧大洋漁業株式会社(現・マルハニチロ)の本社ビルが存していたが、現在、三菱地所を中心建築主としたビルの建築が行われていた。



建築計画のお知らせ			
建築物の名称 (仮称)大手町1-1計画(A棟・B棟)新築工事			
建築地の名称 東京都千代田区大手町一丁目2番1地			
用途	建築主	建築主	建築主
	用途: 事務所・店舗・駐車場	用途: 事務所・店舗・駐車場	用途: 事務所・店舗・駐車場
	面積: 4,130.55㎡	面積: 4,130.55㎡	面積: 4,130.55㎡
建築面積	建築主	建築主	建築主
	面積: 5,454.51㎡	面積: 5,454.51㎡	面積: 5,454.51㎡
	延べ面積	延べ面積	延べ面積
構造	建築主	建築主	建築主
	構造: 鉄骨・鉄骨コンクリート・鉄骨	構造: 鉄骨・鉄骨コンクリート・鉄骨	構造: 鉄骨・鉄骨コンクリート・鉄骨
	基礎工法	基礎工法	基礎工法
階数	建築主	建築主	建築主
	階数: 地下5階 / 地上25階 / 塔屋2階	階数: 地下5階 / 地上25階 / 塔屋2階	階数: 地下5階 / 地上25階 / 塔屋2階
	高さ	高さ	高さ
着工予定	建築主	建築主	建築主
	完了予定	完了予定	完了予定
	完了予定	完了予定	完了予定
建築主 (住所)	建築主	建築主	建築主
	建築主	建築主	建築主
	建築主	建築主	建築主
設計者 (住所)	設計者	設計者	設計者
	設計者	設計者	設計者
	設計者	設計者	設計者
施工者 (住所)	施工者	施工者	施工者
	施工者	施工者	施工者
	施工者	施工者	施工者
建築計画年月日 平成 24 年 7 月 23 日			
この計画は、東京都庁建築関係者の建築に係る取組の手段と関係に関する条例第5条第1項の規定により設置したものです。			
上記建築計画についての取組の申請は下記へご連絡下さい。			
(連絡先) A棟: 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 三菱地所株式会社 内 建築部 部長 鈴木 電話 03-3267-3379			
B棟: 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 三菱地所株式会社 内 建築部 部長 比野 電話 03-3267-3462			



3 続いて、千代田区麹町四丁目3番地。ここは、現在でも住居表示未実施であるため住所そのままである。ここで、日本測量建設株式会社をネットで検索してみた。現在商号変更し、日測株式会社であることが判明した。



4 次の場所は、千代田区丸の内三丁目2番地三菱21号館。三菱21号館は、大正3年に建築され(大正9年に5階まで増築)、昭和38年解体された。現在は新東京ビルディングとなっている。この場所で現在の会報が昭和33年発行され現在に至っている。



東側は道路を挟み、旧都庁現在の東京国際フォーラムの建物がある。

5 続いては、中央区小田原町三丁目11番地、同1番地である。今回の調査で一番の難関であった。現在中央区には小田原町という町名はなく、インターネットで検索したところ、旧小田原町一丁から三丁目は現在の築地六・七丁目であることは判明したが、事務所の存した三丁目11番地、同1番地については、現在の築地六・七丁目のどの辺りであるかが判明しなかった。そこで、所在地欄の東京法務局構内との記載があり、これで検索してみると、法務省の一部が昭和33年12月に築地の旧海軍経理学校跡の築地庁舎の仮移転している記載を見つけた。さらに、旧海軍経理学校で検索すると、跡地は現在の築地市場であることが判明した。早速、築地六丁目に行ってみると、旧小田原町三丁目と書いてある案内板を発見した。やはり築地市場の立体駐車場付近のようである。この一画は勝鬨橋の西側に当たり、又、つきじ獅子祭りで有名な波除神社がある。



6 次は、霞ヶ関一丁目法務省である。



写真は、あえて旧本館である中央合同庁舎第6号館赤れんが棟を撮ってみた。

7 次は、新橋二丁目の新橋駅前ビル1号館である。ここでようやく東京会は、自前の事務所を持つことが出来た。

新橋は言わずと知れた鉄道発祥の地であり、サラリーマンの聖地とも言われている場所で、今は、やけに黄色い看板が目立っていた。





8 最後は、皆さんご存知の現在の会館である。平成8年に新会館建設計画が出され、幾多の困難を経て平成20年3月完成した。詳しくは東京土地家屋調査士会60年記念誌に記載されているので、お持ちの方は一読してほしい。



さて、この企画のため歴代の事務所所在地(と思われるところ)を歩いてきた。会員の皆様の中に当時の貴重な写真等の資料をお持ちの方がいらっしゃったら、会報編集員委員会までご連絡頂けないだろうか?あらためて当時の写真も踏まえ検証してみたい。



参加レポート

公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構主催
三大震災復興過程比較研究シンポジウム2014
「災害復興を考えるー関東大震災と首都直下地震ー」

会報編集長 瀧野 隆央

東日本大震災から3年半、阪神・淡路大震災から約20年、関東大震災から90年がそれぞれ経過した今、今後30年以内にマグニチュード7以上クラスの地震が首都直下で発生する確率は、実に70パーセントといわれ、その備えが急務となっている。

公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構(会長井戸敏三兵庫県知事、理事長、五百旗頭 真-いおきべ まこと-)は、平成24年度よりこの3つの震災(三大震災)の復旧・復興過程、各時期における政治・社会の問題意識について比較研究を行っているとのことであった。

このたびのシンポジウムはその中間的な発表として、御厨書明治大学特別招聘教授の司会進行で進められた。

駒澤大学法学部教授村井良太氏は、関東大震災をベースに、三大震災における初動・応急時期、復旧・復興時期におけ

る政治的背景、軍事組織による活動を比較していた。阪神・淡路及び東日本各大震災と同じように、当時(大正12年)は、帝国陸軍・海軍が出動し、治安維持、傷病者救護、救援物資供給、交通路整備、バラック建設などの活動にあたったそう。政治の場においては、後藤新平内相による帝都復興計画が構想されるも、議会において削減に次ぐ削減を受けたが、焼失区域における土地区画整理、橋梁、道路整備などの事業が行われたそうである。「震災復興図」はこうして出来たという事だろうか、現実的な予算削減が無ければ、環状7号線など都内の主要道路は幅広く建設され、入り組んだ路地は拡幅整理され、現代において「木造密集地域」はもっと少なくなっていたかもしれない。現代における国道など主要道路の拡幅事業、自治体における狭隘道路拡幅事業を見るに、都市計画の重要性を感じさせられた。



【趣 旨】

巨大な津波災害である東日本大震災から3年が経過し、大都市型直下の沿岸・沿路大震災も東日本20年を経過しようとしている。そして、東日本大震災から9年が経過した関東地方において、今後30年以内に70%の確率で首都圏下町直下型地震が起こるとされている。その震災の発生によって、「公財」および公営施設など21世紀防災機構へは、平成24年度から近代化日本の体制として「大震災（関東大震災、阪神・淡路大震災、東日本大震災）の復旧・復興支援活動」で、政治的な責任を負ったことで比較研究が次々あり、各期において政治的・政策的の意思決定と対応能力を評価して、「国難」とも言える大きな災害への迅速な対応と政府の危機管理のあり方にも影響を与えてきた。

このたびは、これまでの研究過程で明らかとなった知見を中心に各研究者が発表を行い、研究者、市民、行政関係者との間の交流を深めながら、今後の研究の発展促進に資かしていきたいと見ている。

【プログラム】

主催者挨拶	13:00～13:10	五百旗渡 真 (ひょうご大学記念21世紀研究機構理事長)
趣旨説明	13:10～13:15	御厨 貴 (明治大学特別招聘教授)
研究発表	13:15～13:45	「大震災の備えと経験—大震災を中心に三大震災から考える—」 村井 良太 (駒澤大学法学部教授)
	13:45～14:15	「応急対応勢力の集中と縮小」 熊鷹 淳二 (海上保安大学校講師)
	14:15～14:45	「被災者の現金支給をめぐる制度と政治」 李暉 洋輔 (京都女子大学現代社会学部准教授)
	14:45～15:15	「都市計画と震災復興」 砂原 廉介 (大阪大学大学院法学研究科准教授)
	15:15～15:25	休息
	15:25～16:10	「首都直下地震と災害復興」 中林 一樹 (明治大学経済学部経済学研究科兼任教授)
	16:10～17:00	会議資料発付・総括



御厨 貴 明治大学特別招聘教授
明治大学特別招聘教授/東京大学名誉教授/筑波大学教授
専門分野：政治学
ひょうご大学記念21世紀研究機構国際研究プロジェクト：
『東洋の政治思想の比較研究』、政治学、憲法学、東洋学の歴史と文化の比較研究、東洋学の歴史と文化の比較研究

[illegible]

【海外】 米国・ワシントン 海上保安大学校講師

[illegible]

砂原 康介 大阪大学法学部研究科准教授

【発表テーマ】都市計画と震災復興

1973年7月大阪府生まれ。東京大学大学院総合文化研究科都市計画専攻修了。同大学院より、博士《都市》。日本都市計画学会特別研究員（PO）。大阪府大学・大阪府立大学都市計画学専攻教授。2013年 10月より大阪大学 法学部都市・造形学専攻の専任講師として勤務。また、同学会より都市計画専攻専攻として専修する会社として事業を自由発議である。本発表では、都市計画と災害復興を連携したものととしてとらえる関係を整理し、特に災害復興のあり方を議論し。

[illegible]

海上保安大学校講師奥藺淳二氏は、派遣要請を受ける立場において、関東大震災、阪神・淡路大震災、東日本大震災における応急対応を比較し、過去における災害の経験がそれぞれ活かされていたか検証の上、今後に向けての問題提起を行った。

関東大震災においては、消防・警察・陸軍・海軍はそれぞれ独断で情報収集を行い、被災者の救護・救援物資輸送・治安維持にあたっていたようだ。それぞれの組織を機能的に運用するための、情報収集と伝達手段、それを分析し指示を出す組織系統が整備以前の状況であり、組織的な応急対応が出来ておらず、本格的な対応には数日を要していたようである。阪神・淡路大震災を経て、東日本大震災では、初動対応はよりスピーディなものとなっていたようだが、広大な被災地域における効果的な対応のほか、多数の組織間の調整や、他地域からの援助・支援物資の受け入れにおいて混乱や調整不足の問題があったとの報告であった。また、応急対応勢力の集約に当たって、移動・輸送、組織横断的な情報収集・分析・調整のための研究の重要性を説いていた。

京都女子大学現代社会学部准教授手塚洋輔氏は、「被災者への現金支給をめぐる制度と政治」と題し、義援金体制、生活再建制度の変遷、政治背景が抱える問題を通して、今後の問題提起としていた。

大阪大学大学院法学研究科准教授砂原庸介氏は都市計画の立場から、被災者への住宅支援、仮設住宅から復興計画・住宅再建について、阪神・淡路及び東日本両大震災を比較し、平常時における都市計画、災害において迅速な住宅再建のための支援策の策定について提言を行った。

最後に、明治大学経済学研究科特任教授中林一樹氏が首都直下地震について講演した。

「首都直下」と聞くと、誰でも東京23区・東京湾・相模湾・千葉房総沖といったイメージを思うと思うが、茨城県南部、立川周辺、伊勢原市周辺といった内陸部の震源も存在し、これらを総合して「マグニチュード7クラスが発生する確率が70パーセント」と言うそうである。震源ごとに被害想定がされて

おり、マスコミが取り上げている、最も大きな被害想定というのは、おそらく大正の関東大震災の再発を目安としているのだろう。たとえば、立川断層が震源の場合、震源付近で「震度6強」の想定となり、東京湾や相模湾が震源の被害想定とはその結果が異なるようだ。とはいえ、関東大震災、阪神・淡路大震災は、都市部・住宅密集地において甚大な被害を発生させている。

これらをふまえつつ、現在復興途上の東日本大震災での経験とともに、首都直下地震への備えを進めていく取り組みとして、都内各所における「まちづくり活動」の紹介とともに「事前復興活動」推進の提言が行われた。

最後に、短い時間ながら御厨氏と研究発表を行った5人によるパネルディスカッションが行われた。時代背景に違いはあるが、警察・消防・自衛隊(軍隊)による初動対応と救援活動を効果的に行うための手法、復興におけるビジョンの描き方、など討論が活発に行われ、シンポジウムは終了した。

本会においても、災害時における会員の安否確認、被災会員への支援、小沢宏部会長のもと組織された会運営維持のための「災害対策専門部会」では、「災害時安否確認用会員情報」の提供を呼びかけているが、回答率が芳しくないそうである。



殊に震災による高潮や、堤防損壊による浸水被害、地盤液状化による被害、木造密集地域における家屋倒壊・大規模火災発生が懸念される地域は、都内にも多数存在している。発災時刻によって、作業中であつたり、通勤途中であつたりするので、会員各位においては、「災害時安否確認用会員情報」の提供のみならず、各事務所において災害対応をお願いし、報告としたい。



参加レポート

明海大学不動産学部

「不動産学シンポジウムーオリンピックは東京の不動産市場をどのように変えるのか?ー」 ～木密地区の不燃化促進事業を踏まえた2020年不動産市場の未来～

会報副編集長 浅川正雄

昨年9月のIOC総会において、2020年の夏季オリンピックが東京で開催されることが決定した。56年ぶりの東京でのオリンピック開催である。1964年に東京でオリンピックが開催されたときは、首都高速道路・新幹線などのインフラ整備が急速に進み、東京に劇的な変化をもたらした。今回のオリンピック開催においても、競技場等整備はもちろんのこと、空港・鉄道・道路などのインフラ整備、大規模な都市開発プロジェクト計画、又、民間においても古いビルの建て替えなど見受けられ、不動産市場の活性化が期待されている。これらのことは、我々土地家屋調査士の仕事にも大きな変化をもたらすものであり、今後の不動産市場の動向は気になるところである。そんななか、千葉県浦安にある明海大学において、標記シンポジウムが開催された。知る人もいると思うが、明海大学は日本で唯一「不動産学」を学部を持つ大学であり、卒業生の大半は不動産関連の資格を取得し、不動産業界で仕事をしている。



シンポジウムは、前東京都技監藤井寛行氏並びに独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）東日本都市再生本部密集市街地整備部長本間伸彦氏の基調講演から始まった。

【第1部】基調講演

「2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えたまちづくり」

前東京都技監
藤井寛行氏

東京都としては、オリンピック開催に関係なく「世界都市東京の活力強化」「人口減少・高齢化対策」「老朽化したインフラ対策」「安全・安心なまちづくり」これらを推進していく必要があった。オリンピック開催を契機にこれらの施策をどのように進めて行くのかというのが講演の内容であり、（１）「東京が目指すべき都市像」（２）「インフラ整備」（３）「市街地整備」（４）「2020年オリンピック・パラリンピック大会について」の４項目である。各項目に、小項目をあげ説明していた。この中で、土地家屋調査士として興味有るのは（３）「市街地整備」では無からうか。東京都が掲げる「市街地整備」は３項目からなり、①「都市再生」②「拠点整備」③「安全なまちづくり」である。

①「都市再生」では、センター・コアにおける都市機能の集積として開発の進む臨海副都心について、職・住・学・遊のバランスが取れた複合的なまちづくりをあげていた。又、都心・臨海地区、新宿・渋谷・品川・田町の各駅周辺を都市再生緊急整備地区に指定し、既存都市計画の除外・都市開発事業者からの都市計画提案・提案から６ヶ月以内の決定判断などの都

市計画特例の設置並びに税制・金融支援等により都市再生の促進を図っている。

②「拠点整備」としては、東京駅周辺大手町連鎖型プロジェクトによる、下水道施設の機能更新、史跡を有する公園の拡充、防災拠点となる大規模空地の確保、東京駅から周辺地区への結節機能などの説明や、環状2号線新橋・虎ノ門地区再開発を取り上げていた。

③「安全なまちづくり」では、平成24年4月に東京都で発表した首都直下型地震の新たな被害想定の説明。それに基づく、本会報でも何度も取り上げている木密地区不燃化10年プロジェクトの前倒しの実施などさらなる促進計画の説明を受けた。

最後に、東京都としてオリンピック後を見据え大会終了後、選手村等を新たな都市居住地域に改修するなどの冒頭にも触れた、オリンピックをきっかけとした都市作りを目指しているとのことで講演が終了した。

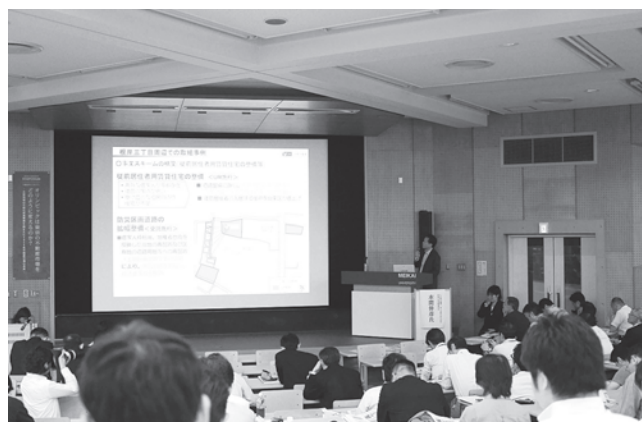


「東京都におけるUR都市機構による密集市街地整備の取り組み」

UR都市機構東日本都市再生本部密集市街地整備部長
本間伸彦氏

次の基調講演は、前記の東京都の取り組みでも紹介した、木密地区不燃化10年プロジェクトについてのUR都市機構（以下「UR」とする）としての実際の取り組みの紹介である。目標として、2020年までに、不燃領域率70%迄の引き上げ、主要都市計画道路の整備率100%達成を掲げ、取り組んでいることを説明していた。対象地区の取り組みのポイントとして、（1）URによる不燃化建替え適地の取得、（2）区と協定締結、（3）地元民間業者等との連携の3つを挙げている。この3つの取り組みの効果として、（1）①老朽木造建物・空家の除却の促進。②代替地として譲渡・交換を通じて不燃化建替えの促進。③拡張道路の残地を取得した場合の沿道での不

燃化建替えや、狭小残地の解消の促進。（2）①区の整備プログラムや住民への各種助成措置等との連携。②区からコーディネート受託を通じた、住民の建替意向の把握や意識啓発・情報発信。（3）地元民間業者などの協力も得ながらニーズを把握し、本事業の円滑な運用を図るとのことである。そのあと、4地域での実際の事例の紹介があり講演が終了した。



【第2部】パネリストによる研究報告・パネルディスカッション

第2部は、4名の研究者による東京都の地価等の変動をテーマとした研究発表並びにパネルディスカッションである。

一般財団法人日本不動産研究所金東煥（キムドンファン）氏は、アベノミクスは日本経済にプラスの影響をもたらし、東京オリンピックも好影響をもたらすと分析している。実際の地価の動きとして、理想地価モデル（収益還元モデル）での推定である。収益還元モデルとは、土地を「収益を生み出す資産」と想定し、地価＝賃料÷利子率で求めている。それによると、2018年頃まで2013年対比で6%程度上昇するであろうとの見解であった。

同研究所山越啓一郎氏は、木密地区の整備改善が地価に与える影響として、ヘドニック・アプローチ（土地の価格と特性に関する大量のデータから計量経済学的手法を用いて特性ごとの金額換算値を求める方法）により、道路拡張で5%から10%、不燃領域率の改善で5%の地価上昇効果を得られるとの分析を発表した。

明海大学不動産学部小林広明准教授は、不動産投資家へのアンケート結果から、現在投資家が求める物件（オフィス・住宅）、投資のタイミング、注目しているエリアなどより今後の地価の上昇予想をしている。それによると、ピークはオフィス取得で2017年から2018年、住宅で2014年から2015年と予

想している。尚、地域に関してはここでは触れないでおく。

最後は、明海大学不動産学部前川俊一教授による、「東京オリンピックの経済効果と日本再生」との研究発表である。前出してきたとおりオリンピック開催がその国にもたらす経済効果は多大にある。しかし、過去経済成熟期にオリンピックが開催された国の翌年の経済成長率は、マイナス成長と落ち込んでいる。現在日本は深刻な財政問題並びに人口減少問題を抱えている。そんな日本がオリンピック後の再生のためには、技術進歩率向上並びにオリンピック誘致の「お・も・て・な・し」の言葉に代表される観光大国への道である。そのためには、サービス業の活性化、空港・鉄道・老朽化した首都高の整備など必要であろう。2020年東京オリンピック開催は日本にとって間違いなくプラス材料であり、日本再生の起爆剤にする必要がある。しかし、日本の財政状況を考えると、大きな危機をもたらす可能性もある。このリスクを少なくするためには、日本の将来のビジョンを明確にし、日本の強化すべきところを確実に再建し、将来のビジョンを描きやすくすることが望まれるとの発表であった。以上で4名の研究者の発表が終了した。その後、明海大学中城康彦不動産学部長を交えたパ

ネルディスカッションが行われ、会場からの質問等がいくつかあり本シンポジウムは終了した。

本シンポジウムに参加し、あらためて2020年東京オリンピックが与える経済効果、またその後の影響について考えさせられた。衆議院解散によりアベノミクス効果に疑問の声もあるが、オリンピック開催は日本経済にプラスの要因であることは間違いない。今のところ当職の仕事では直接オリンピック開催がもたらす経済効果は感じないが、近い将来影響があるかも知れない。



参加レポート

中央工学校生を対象とした土地家屋調査士資格取得ガイダンス

会報編集委員 池田輝彦

平成26年10月23日(木)、東京土地家屋調査士会館 3階会議室において、東京土地家屋調査士会広報事業部及び制度広報推進委員会のメンバーで、中央工学校生徒を対象にしたガイダンス「国家資格『土地家屋調査士』に挑戦しよう」(以下「ガイダンス」という。)を実施した。

<はじめに>

今回のガイダンスは、平成26年6月12日に一般者を対象に実施された「土地家屋調査士資格取得ガイダンス」にどうしても参加することができなかった中央工学校の生徒のた

め、学校側からの強い要望で実施されたガイダンスである。そして、このガイダンスの目的は、土地家屋調査士制度の広報の一環として、若い人にもっと土地家屋調査士の魅力を理解してもらい、多くの人に土地家屋調査士試験を受験してもらうことである。

<ガイダンスの内容>

1. 土地家屋調査士の実務や開業に向けての注意事項の説明

制度広報推進委員会 委員 三本 聡

委員 池田輝彦

土地家屋調査士試験に合格するまでの苦労話など、自らが受験生だったころの体験談や、合格してから実際に土地家屋調査士として独立開業するまでの流れなどの説明からはじまった。次に、土地家屋調査士として開業するにあたり準備すべきものを、細かく具体的に、備品などもあげて説明する。土地家屋調査士の実務については、土地や建物の具体的な測量方法からはじまり、ただあるものを単に測量するのではなく、調査・測量してそれを分析・判断していく土地家屋調査士の専門性の部分にまで言及した説明があった。今、若い人が土地家屋調査士業界に本当に求められていて、やり方次第では、若い人や新しい人でも十分に独立開業できる魅力的な資格であると強調した。

2. 土地家屋調査士の試験概要とその傾向と対策

副会長 大倉健司

受験資格、試験内容、試験日程(おおよそ例年)、受験者数や合格率推移など細かい試験概要に関する説明があった。また、ここ数年における試験の傾向と対策にもふれ、民法や各種図面などの具体的なポイントの重要性についての説明も



三本委員



池田委員

あった。またここでも、自らの合格体験談や独立開業してから事務所経営が成立するまでの話をユーモラスに披露された。



3. 個別相談会

会議室内に6カ所の個別相談テーブルを設けて行われた。一般の対象者と違い、中央工学校の生徒ということで、基本的な測量や土地家屋調査士を知っているので、とても熱心であり、資格受験合格のための具体的な参考書の話や、独立



開業への不安など、かなり深く踏み込んだ質問が多く聞かれた。

<おわりに>

ガイダンスを実施してまず感じたことは、中央工学校の生徒は、測量の授業を受けているので測量技術についてはよく理解していても土地家屋調査士の事はあまり理解していない、ということである。具体的にいうと、測量士と土地家屋調査士の違いを理解していない。土地家屋調査士の業務における調査・測量・分析・判断のうち「分析・判断」という専門性ある部分があまり知られていないのであろう。この「分析・判

断」という土地家屋調査士の魅力ある専門性はこれからもどんどんアピールしていかなければならない。

次に感じたことは、彼ら生徒たちの土地家屋調査士会が実施するガイダンスに対するニーズの高さである。今後も土地家屋調査士に関わる専門学校生・受験予備校生などを対象としたガイダンスを実施していく必要性を強く感じた。最後に、このようなガイダンスにとどまることなく、専門学校・受験予備校と一緒に様々なイベントを実施していき、未来の土地家屋調査士のタマゴを支援、育成していくことが、土地家屋調査士の高齢化、土地家屋調査士受験者数減少などの問題解決になっていくと期待する。



参加レポート

第20回「暮らしと事業のよろず相談会」実施される

広報事業部

10月25日(土)に新宿駅西口広場イベントコーナー(地下1階)で「暮らしと事業のよろず相談会(無料)」が開催され、多数の相談希望者が来場し、成功裏のうちに閉会した。

土地家屋調査士に関する相談件数は21件となり、昨年から相談件数がやや減少し、全10士業における延べ相談担当者対応数は551件であった。

また、今回をもってこの相談会は20周年を迎え、定例事業としても定着している様子がうかがえる。そして本会としては、この活動を通じて、他士業との情報交換等に努めていくものである。

第20回 東京の10士業
暮らしと事業の

よろず相談会

主催：東京の10士業

中小企業診断士
⇒ 中小企業の経営を総合的に改善し、その持続的な発展を助けます。

行政書士
⇒ 国・地方自治体への申請、法人設立、開業を支援し「困ってないでまします」。

弁理士
⇒ 特許、デザイン、商標などの保護や権利取得などご相談ください。

公認会計士
⇒ 会計、企業価値、上場プロセス、海外展開、金融など幅広い分野の相談。

不動産鑑定士
⇒ 土地・建物・権利・価値の価格算定・調査・立証等に関する専門的知識。

弁護士
⇒ 大事なことは、弁護士に聞く。

司法書士
⇒ 相続手続、財産管理、成年後見、登記などの相談。

税理士
⇒ 税制・税務などの助言や申告・会社年間の税務申告が相談ください。

社会保険労務士
⇒ 働くこと、年金のこと、今の将来の不安に悩める労働者社会保険の専門家。

土地家屋調査士
⇒ 土地の権利関係に関する相談や、土地・建物の登記・測量など。

災害復興
⇒ まちづくり支援機構
⇒ マンションの耐震化、事業の継続、その他災害を助けるよろず相談。

まずは、プロに
相談してみよう。

⇒ 当日は、まず受付にてみなさまの抱えているお悩みを伺い、最適な相談相手をご紹介します。そもそもどんな人に相談すればいいのかわからない。そんな方でもスムーズにご相談いただけます。

予約不要 無料相談

※お一人様あたり、相談時間は20分程度目安とさせていただきます

日時 平成26年10月25日(土) 受付：午前10時～午後4時

会場 新宿西口広場イベントコーナー(地下1階)

※本会事務局：〒160-8555 東京都新宿区西口1-1-1 新宿西口ビル10F
※本会事務局：〒160-8555 東京都新宿区西口1-1-1 新宿西口ビル10F

協賛：東京府/東京府税務局/東京府警視庁/日本年金機構東京府ブロック本部/東京都庁の企業関係中央会/東京都社会福祉協議会/東京都/区町村/東京府土地家屋調査士会/日本国土交通省センター東京地方事務所



参加レポート

日調連主催 「境界紛争ゼロ宣言!!2014日調連公開シン ポジウム『土地境界紛争が起きない社会』」

会報編集委員 後藤哲晴

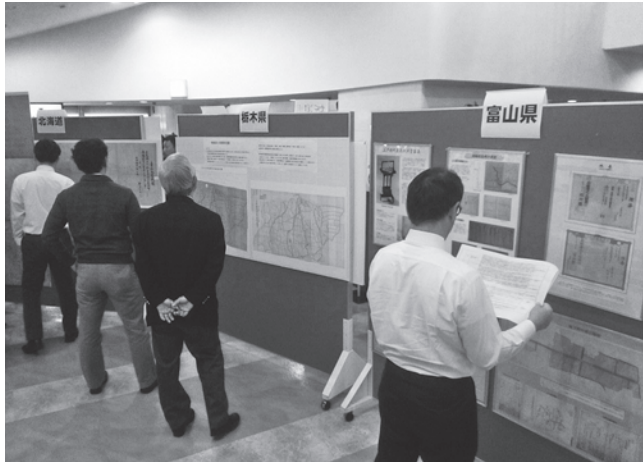
平成26年11月14日(金)有楽町のよみうりホールにて、2014日調連公開シンポジウム「土地境界紛争が起きない社会」が開催されました。

今回のシンポジウムは、第一部として、講演「日本社会が抱える土地制度の課題」、第二部として、講演「まちづくりと土地

境界問題」、休憩をはさみ第三部として、寸劇「源さんと熊さん」、最後に第四部として「土地境界紛争はなぜ起きるのか? 土地境界は誰が守るのか?」と題したパネルディスカッションという盛り沢山の内容で行われました。

会場には、全国から、土地家屋調査士会員のみならず、一

般の方々も含め700名近い方が来場され、ホール外のロビーで同時開催された「日本の古地図展」も多くの方々に賑わい、会場全体が熱気に包まれていました。



参加レポート

＜第一部＞ 講演「日本社会が抱える土地制度の課題」 ～10年後のために境界確定・登記を～

公益財団法人東京財団 研究員兼政策プロデューサー
吉原祥子氏

高齢化や人口減少、土地の二極化など、時代の変化に伴う土地制度の現状の課題と、今後さらに境界確定や登記が重要になってくると、また不動産登記制度や地籍調査のあり方の見直しの必要性についてご講演頂きました。

＜第二部＞ 講演「まちづくりと土地境界問題」 ～建築基準関係規定の土地の制度設計～

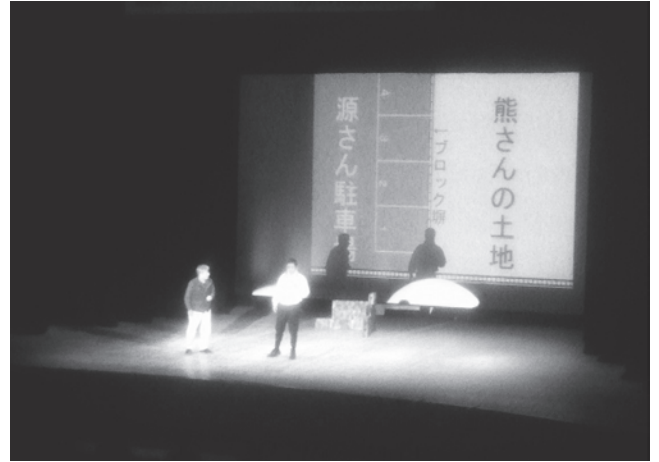
大津市建築主事・滋賀県立大学非常勤講師
戸川勝紀氏

位置指定道路やいわゆる2項道路などの建築基準関係規定と不動産登記制度の違いや、関係他機関との連携不足・知識不足から発生する境界に関する諸問題、今後の制度のあり

方の展望などについてご講演頂きました。

＜第三部＞ 寸劇「源さんと熊さん」

日頃仲の良い隣人同士の源さんと熊さんが、ひょんなことから境界について言い争いになり、そこへ現れた土地家屋調査士が二人にアドバイスをして争いを解決に導く、といった内容でした。コミカルな演技に会場からも時折笑い声が聞かれました。



＜第四部＞ パネルディスカッション「土地境界紛争はなぜ起きるのか？土地境界は誰が守るのか？」

コーディネーター：岡田潤一郎会員（日調連副会長）

進行アシスタント：中島美咲会員（愛知会）

パネリスト
：吉原祥子氏（東京財団 研究員兼政策プロデューサー）
：戸川勝紀氏（大津市建築主事・滋賀県立大学非常勤講師）
：山崎司平氏（弁護士）
：小林浩氏（不動産流通経営協会会員・東急リパブル株式会社）



：佐藤利弘氏（法務省民事局民事第二課補佐官）

：海野敦郎会員（日調連常任理事）

各分野の専門家としての視点から、現状の境界紛争の課題、また今後の方策について、これから境界紛争が起きにくい社会を実現していくためにはどのようにすれば良いのか、様々な議論が交わされました。

今回のシンポジウムでは様々な専門家の視点からの意見や説明を聞くことができ、改めて境界紛争の複雑さと解決へ向けての課題について考える機会となりました。同時に、土地家屋調査士の職務の重要性と職責の重さを再認識するとともに、境界紛争が起きないように土地の境界に関わる専門家として公正かつ誠実に日々の業務に取り組み、国民が安心して暮らせる社会の実現を目指していかなければならないと感じた貴重な機会でもありました。



参加レポート

災害復興まちづくり支援機構第11期定時総会 創立10周年記念「災害対応支援士業連絡会全国交流シンポジウム」

会報編集委員 小島健太郎

平成26年11月29日 千代田区霞ヶ関にある弁護士会館3階にて災害復興まちづくり支援機構（以下、「支援機構」という。）の第11期定時総会が開催された。定時総会に先立ち、支援機構の創立10周年を記念して「災害対応支援士業連絡会全国交流シンポジウム」が催され、全国各地で結成された災害対策支援団体7団体が参加し、交流ディスカッションが行われた。

当該記念交流シンポジウムは、前日に毎日新聞夕刊に掲載されたそうで、メディアが災害支援運動に関心があることが伺える。

開会の挨拶は、支援機構代表の中林一樹氏による支援機構の設立時の話から始まり、今回のシンポジウムを支援機構の全国的な組織化を目指すものとして話をされた。

全国7箇所から災害支援団体が交流ディスカッションのパネリストとして登壇し、各団体から結成の経緯、平時の活動報告および今後の課題等の報告があった。

どの団体も結成の契機となったことと言えば、先の大地震「阪神・淡路大震災」が切っ掛けであった。本シンポジウムに

も参加している「阪神・淡路まちづくり支援機構」が災害復興をめぐる法律専門家の組織として、震災後、1年8か月経って設立されたものが始まりとされている。

ディスカッションの中で、私が個人的に心に残った話を3つほど紹介する。

【ボランティアセンターへの派遣】

広島県災害復興支援士業連絡会では、会員をボランティ



アセンターに派遣し、泥かきなどのボランティア活動を通じて、被災者の生の声を集めて支援活動に生かしていることである。記憶にも新しい8月の広島土砂災害での話、ボランティア活動の中で被災者からお風呂に入りたいという声を聞いた会員は、介護福祉士に相談をしたとのことであった。通常、災害発災後に外部から派遣する法律相談会のような形では得ることができない被災者の声であり、対応の事例であったと思う。

【福祉や医療関係との連携】

上記のような例で分かるように、法律専門家としての支援だけではなく、ソフトの面でも対応を可能にするため、社会福祉士・介護福祉士等の福祉関係や医療に携わる人との連携が必要であるという意見が見られた。

【行政機関との連携】

いくつかの団体で同じような意見が出た事柄として、行政機関との意思の疎通問題があった。事例としては、行政の災害対策担当と定期的に協議を行っていても、数年すれば担当者が異動となり、新しい担当者と一緒に話をする必要があったことである。行政側の業務内容の引継が不十分と言えればそれまでかもしれないが、行政との災害支援対策での協定が結ばれていても、発災時に機能しなければ元も子もない話で

ある。そうならないためにも、行政側と定期的に勉強会を開いて過去の取り決め事項等の復習を行う団体もあった。

最後に、これまた恥ずかしくも私個人の感想なのですが、今想定されている大災害に向けて災害復興支援の道筋を模索・検討している全国の支援団体がさらに繋がっていくことを望むとともに、本当はそのような活動が必要のない、大災害が起こらなければいいなと子供じみたことを考えてしまう一日でした。

交流ディスカッション参加団体

- ① 阪神・淡路まちづくり支援機構（津久井 進 弁護士）
- ② 静岡県災害対策士業連絡会（渥美 利之 弁護士）
- ③ 神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会
（伊東 克弘 弁護士）
- ④ 宮城県災害復興支援士業連絡会
（山谷 澄雄 弁護士）
- ⑤ 広島県災害復興支援士業連絡会
（今田 健太郎 弁護士）
- ⑥ 札幌地域災害復興支援士業連絡会
（伊藤 考一 弁護士）
- ⑦ 災害復興まちづくり支援機構（中野 明安 弁護士）



参加レポート

関東ブロック協議会第6回ADR11研修会及び担当者会同

境界紛争解決センター 運営委員 丸山晴広

関東ブロック協議会第6回ADR11（イレブン）研修会及び担当者会同参加レポートを昨年に続き執筆することとなり、去る10月31日（金）・11月1日（土）に執筆者の私と、大倉健司センター長、佐々木義徳運営委員の3名で参加しました。

日本土地家屋調査士連合会（以下、「日調連」という。）関東ブロック協議会では、管内の各ADRセンター（東京土地家屋調査士会では、「境界紛争解決センター」（以下、「当センター」という。）の担当でADR11を組織し、毎年度、研修会

及び各センターとの意見交換等を行っていて、今年は第6回目となりました。

今回の主催は長野県土地家屋調査士会（以下、「長野会」という。）で、開催場所は長野市内のホテルメトロポリタン長野でした。

開催スケジュールの1日目は午後1時30分から午後5時10分まで研修会、2日目は午前8時30分から午前11時30分まで担当者会同というスケジュールでした。

【1日目】

研修会は2部構成となっていて、第1部が基調講演、第2部が意見発表会でした。

<第1部 基調講演>

長野会顧問弁護士相馬弘昭氏による「調査士会ADRの機能～長野会の試みの紹介」という講演でした。長野会のADRセンター発足当時よりセンターに関わってきた経緯や状況、弁護士としての立場などを総括し、また、長野会のADRセンターが行っている状況を講演されました。

<第2部 意見発表会>

意見発表①として、第1部より引き続き、相馬弁護士による「弁護士から見た調査士会ADR」というテーマで発表されました。



相馬弁護士



日調連常任理事 海野敦郎氏



大倉センター長

続いて、②として、日調連海野敦郎常任理事による「境界紛争ゼロを目指して」、③として、当センター 大倉センター長による「法務大臣認証を受けないことについて」、④として、栃木県土地家屋調査士会境界問題解決センターの橋本伸治センター長による「調査士会型ADRセンターの原点回帰と発展～センターが備え置くべき能力担保の有り様を考える」、⑤として、長野会松本誠吾副会長による「調査士会の無料相談の波及効果とADRとの関係」と、それぞれのテーマについての意見発表がありました。



栃木会境界問題解決センター長 橋本伸治氏



長野会副会長 松本誠吾氏

【2日目】

担当者会同は、グループディスカッション形式となり、東京・神奈川・埼玉・千葉・静岡・長野の各会と相馬弁護士がAグループ、茨城・栃木・群馬・新潟・山梨・長野の各会がBグループで、計2グループで進められました。

議題は1.「各会の状況発表」として、①認証取得の有無とその理由、②ADR関与者に対する研修会について、③無料相談会についての3議題、2.「土地家屋調査士会に於けるADRIについて」の計4議題で、各グループ共通でした。

私がいたAグループでは、座長による会同の趣旨説明ののち、議題1. ①について40分間、議題1. ②・③についてそれぞ

れ40分ずつ計80分間、議題2. について20分間という時間で意見交換を行いました。

その後、A・B両グループが一堂に会し、全体の総括が行われ、閉会となりました。

おわりに

ADR11(イレブン)研修会及び担当者会同も6回続きましたが、関東ブロック協議会におきまして、研修会と担当者会同を各会にて持ち回りで行うということを一時休止するとの方針となり、来年以降は担当者会同のみを行うこととなりました。



担当者会同の様子



参加レポート

平成26年度「基準点測量研修会」の開催報告

地積測量図の作成及び法14条地図作成作業を進める上で必要な知識と技術の習得を目的に、先般開催した「基準点測量研修会」参加受講者のアンケートより。(一部抜粋)



参加を決めた理由は、測量に関する基礎力不足でした

府中支部 橋本 真(2班)

自分の測量の力が不足していないことを自覚して参加したつもりでしたが、講師の先生が、「これはやってはいけませんよ」「このようにやっている人はいませんよね」と言われることをことごとく自分が



やっていることに、自分が思っていた以上の実力のなさに講義を受けていて恥ずかしく思いました。しかし、その反面、正しい知識を吸収するたびに測量に関する楽しさと熱意をあらためて持つことができました。この日をきっかけに「正しい測量のできる土地家屋調査士」をめざして業務を行っていきたいと思います。

「世界測地系」の文字を記載できる自信を得られました

目黒支部 泉水 修司(1班)

私が今回の研修に参加した理由は、厳密網平均計算及び作業規定も含めた基準点測量技術の習得にありました。

では何故それらの技術が必要であると感じたかと言えば、地積測量図は公共座標を使用して作成しなければならない原則があるにも関わらず、自分の測量した結果をはたして公共座標であると豪語して良いものなのか疑問を感じていたからです。

今回の研修ではGNSSにGISと、期待以上の成果と可能性が感じられ、大変良い刺激になりました。



積極的に公共座標・基準点測量に挑戦していきたいと思います

渋谷支部 内藤 偉之(6班)

今回、この研修会に参加しようと思ったきっかけは、23区内における地籍調査や14条地図作成などの公共測量が増えている事、また地積測量図作成時における基本三角点等を使用する測量への対応など公共基準点を使用する機会が増えたためです。



20数年前に測量専門学校で学んだはずではあるのですが、民間の一筆地測量等の業務が主体で公共座標と関わる事が少なかったため、すっかり忘れていた事が今回の八本先生はじめ助教の方々のわかりやすい説明で少しずつ思い出す事ができ、理解を深める事もできました。

研修会で学んだ事を実務で生かし、日々の業務に邁進していきたいと思います

土地家屋調査士法人森事務所 補助者 山田 英敏(7班)

今回の基準点測量研修会に参加した理由としまして、私自

身が今年の3月に研修会場となった中央工学校昼間課程の測量科を卒業したというのがあります。

昨年学校で勉強した復習と又、それ以上に各地域で活躍されている土地家屋調査士の方々の生の意見を聞きたい、それが自分自身のさらなるモチベーションになると思い、この度参加させて頂きましたが、非常に有意義な4日間となりました。

今後も私自身も勿論、土地家屋調査士になりたい思いがありますので、積極的に研修会等に参加していきたいと同時に研修会で学んだ事を実務で生かしていきたいと思います。





連載企画 土地家屋調査士のかけはし

土地家屋調査士の魅力

長崎県土地家屋調査士会 船津 学

東京会のみなさま、はじめまして。

長崎県土地家屋調査士会の船津学と申します。

このたび、東京会へのタイトル自由の会報の寄稿依頼をいただきまして、いったい何の話を書こうかと悩みましたが、やはりこれかなと思った事を書かせていただきます。

実は私…土地家屋調査士が大好きなんです。

土地家屋調査士の仕事も好きですし、土地家屋調査士の先輩方の人柄等も含めて好きです。

私は、平成19年に土地家屋調査士試験に合格しました。その春に登録をして、念願の土地家屋調査士となったわけですが、当時の私は、さて、思い切りがよかったのでしょうか？実務経験が全くないまま開業してしまいました。

法務局の場所も知りませんし、受験に必要な程度の知識しかなかったもので、申請の添付書類も法定添付書類しか知りませんでした。筆界確認書も知りませんでしたし、法第93条調査報告書のことも知りませんでした。

この知らない知らないづくしの私が、どうやって業務をしていったかという、もちろん誰かに教えてもらうしかなかったのですが、その時、当時同じ佐世保支部の支部長に

「実務経験がないのに開業します。申し訳ありませんが実務の勉強をさせていただきませんか？」

という内容の相談をしたところ、

「よしかった、無料で教えてやる！」

と言われ、いろいろな意味で印象深い言葉となりました。

それから業務についてその事務所や他の先輩達に教えていただき、少しずつ自信がついていく頃に、こちらも少しずつですが仕事の依頼がくるようになってきました。このときの御恩は一生忘れる事はありません。

そして同時に、私の後に入会してくる方に対しても、できる限りのサポートをしたいと思いました。

当然の事なのですが、土地家屋調査士になるための辛い受験勉強をして土地家屋調査士になった訳ですが、登録してからの方がはるかに勉強をしています。まあ、先がわからない受験勉強とはモチベーションも全く違うのですが…。

他会の研修会や勉強会にも参加するようになりました。

いろいろな土地家屋調査士の方々と出会い、ものすごい刺激を受けることがたくさんありました。

そして登録して3年目に入った時に、私にとって、とても衝撃的な出来事がおきました。

なぜそうなったのかはよくわかりませんが、長崎会の常任理事になったのです。担当は研修部長です。

まだまだ研修をたくさん受けなければいけないのに、研修を企画、運営したり、私自身も講師を行わなければならないになりました。

この時もたくさんの方々に支えられました。新しい事にもいろいろ挑戦しました。土曜日に行われていた研修会を平日にも行うようにしました。

印刷して配布していた研修会資料をデータで事前に配布するようにして、その削減できた分の予算で外部の講師による研修も増やしました。

こうして、年間3回の全体研修会を4回にしました。

長崎は離島が多いので離島の会員のために研修会のWEB配信も始めました。過去の研修会動画も本会ホームページで視聴できるようになりました。

他にも様々なことを試しましたが、そのたびに一人では何もできないこと、人が協力するといった事の大切さというものを学んだと思います。

今、私は登録して7年目になりました。

たくさんの全国の土地家屋調査士の方々と知り合いになる事ができました。男女問わずとても魅力的な方がたくさんおられます。そういう人達をみて、私は魅力がある土地家屋調査士を目指したいと思いました。

同じ土地家屋調査士から見ても、また土地家屋調査士以外の方達から見ても魅力的であるならばそれは品位や倫理にも関係してきますし、現在減り続けている土地家屋調査士試験の受験者数の増加にもつながるのではないかなとも思っています。これも1人よりは2人、2人よりは1万8千人が魅力的である方がいいと思います。

最後になりますが、今年の土地家屋調査士試験に私の事務所の補助者が合格しました。自分の事のように嬉しく思いますし、私が合格した時の事も思い出しました。あの合格した時の純粋な気持ちを今でも変わらず持っていると思っていますが、初心を忘れる事のないようにこれからも精進していきたいと思っています。そして人とのつながりをこれからも大事にしていきたいと思っています。

東京会で行われている研修会にもひょっこり参加することがあるかもしれませんが、その時はどうぞよろしく願いいたします。

乱筆乱文のうえとりとめのない話となりましたが、以上で東京会会報の寄稿とさせていただきます。



連載企画 各会におけるADRに関する取り組み

京都境界問題解決支援センターからの報告

京都境界問題解決支援センター 運営委員長 若林 智

今回は、センターにおける有料相談、調停などの実施手続きに、補佐人が如何に重要な役割を果たしているかについて説明します。

この様な言い方は、適当で無いと思われる方も居られるかも知れませんが、実際の調停の場面では、当事者が本人だけの場合と弁護士代理人が就いている場合とでは、弁護士代理人が就いている方にパワーバランスが傾く傾向にあります。

調停人のスキルには、これらの傾いたバランスを整えることも重要な役割の一つですが、限られた調停時間の中で、そのバランスの均衡を保つのは至難の業です。また、当事者だけで参加する場合では、限られた調停時間の中だけでは、十分な内容の理解が出来ぬままに、調停期日だけが進行するリスクも見受けられます。この様な場面では、次の調停期日に、前回の調停期日で確認した内容を、再度確認する必要が生じる場合も見受けられ、円滑な期日進行の大きな妨げとなっています。この様な状況では、出来れば当事者双方に、調停期日、期日外に助言なり、補佐する役割が重要に思われます。

弁護士代理人が調停期日に依頼主を伴って参加するのは、一般的な民事訴訟手続きが事前の書面提出に重きを置いているのとは異なり、調停の場面では、事前の書面提出だけによらず、調停期日の話し合いの進行内容に重きを置いている為ともいえます。

また、調停期日の流動的な場面で、依頼主に弁護士として、専門家としての助言は行いながらも、依頼主本人の判断に委ねる機会も多く、弁護士代理人だけが参加した場合では、その場で依頼主との意思疎通が図れないことで、次の調停期日まで回答を留保するリスクを回避する為と思われます。この様な状況ですから、弁護士とはいえども、外形的には代理

人という立場を取りながら、実体的には補佐人的な位置づけといえます。

センターでは、当事者双方にとって、公正中立な立場で調停人として、筆界に関する専門的な知見を備えた調査士調停人と法律的な知見を備えた弁護士調停人を確保しておりますが、とは言っても、当事者のバランスの崩れた一方に、著しく均衡を欠いたサポートを絶えず行う訳にはいかないところ です。

認定調査士が代理人として活動する場合には、弁護士との共同受任を形式的な要件としている以上は、共同受任のもとで認定調査士としての活躍を大きく期待したいところですが、弁護士代理人ですら、その多くは実体的には補佐人的位置づけと何ら変わらない状況で活動されている中では、認定調査士も認定調査士取得時に身につけた法律的なスキルにより以上に磨きを掛けて、また、筆界に関する専門的な知見を最大限活用して、当事者に身近な存在として、寄り添って頂く補佐人としての立場で、当事者をサポートして頂けることが、円滑な調停合意成立に導く為に、重要な要素の一つと考えております。

私の個人的な見解としては、認定調査士が単独で補佐人として、最大限活躍することでも、センターの中で弁護士調停人が存在する以上は、法律的立場は何ら問題なく確立されていると考えていますので、思う存分活躍されることを期待しております。

これからもセンター利用者から、当センターが一層利用し易いと思って貰える様な利便性を重視して、可能な範囲で出来るだけ臨機応変に対処して、創意工夫をしたいと考えております。



連載企画 新人刑事弁護士三崎薫の奮闘記

第8話 裁判員裁判



弁護士(東京弁護士会) 氏家宏海

屋下がり、あかり法律事務所は暖かく、心地よい空気に包まれていた。三崎が、眠気覚ましにハーブティーを淹れなおそうと席を立ったとき、電話が鳴った。

「はい。あかり法律事務所の弁護士の三崎です。」

「秋枝です。久しぶりね、薫。実はちょっと聞きたいことがあって電話したの。裁判所から裁判員の通知が着たの。これって、どうしたらいいのかしら。行政書士には来ないのかと思っていたんだけど。」

電話の相手は、高校の先輩であった秋枝だった。現在、行政書士をしており、ときどき相談を受けることもある。

「最初に来る通知は、裁判員候補者名簿に登録されたことの通知ですので、選挙権のある人であれば誰にでも届きます。その通知に、調査票が添付されていて、就職禁止事由とって裁判員になれない仕事をしているかを記載して回答するところがあります。土業のうち裁判員になれないとされているのは、弁護士、弁理士、司法書士¹です。ですから、行政書士の先輩は裁判員になりうるのですよ。これから、具体的な事件があって通知が来れば、裁判員になるかもしれないですね。」

「そうなんだ。私も裁判員になるかもしれないのね。事件って、どんな事件？」

「殺人、強盗致死死傷、傷害致死、危険運転致死などです。覚せい剤取締法違反も多いですよ。」

「覚せい剤なんて、関わりのない世界だわ。それって行かないといけなの？」

「実際の事件があると、名簿に載っている人の中から抽選で選ばれた人に、さらに通知が来ることになっているので、実際の事件があって選ばれない限り、裁判所に行くことはありません。」

「そう。でも、それに選ばれてしまうとどうなるの。」

「今度は、裁判員を選ぶ手続きのために裁判所に行くことになります。そこで、簡単に事件のことや裁判日程について知られるので、事件の関係者でないとか、体調や都合が大丈夫かとか確認された上で、さらに抽選で裁判員が決まります。」

「では、その抽選で外れると裁判員にはなれないのね。」

「そうです。なので、裁判員になりたいと思ってもなるのは難しいです。」

「薫ったら。興味はあるけど、積極的にやりたいわけじゃないの。仕事もあるし。何日くらいかかるの？」

「平均は3、4日らしいですよ。でも、私が担当した事件では1週間以上かかった事件もありますし、事件によりますね。」

「事件って、さっき言っていたけど、殺人事件とかでしょ。証拠とか見るのは怖いだけけれど。」

「そんなこと言わないで。弁護人からしたら、ちゃんと、証拠を見て判断してもらわないと困りますよ、先輩。証拠は、わかりやすいように工夫されていますし、必要最小限の証拠しか出ません。生々しい解剖写真などはイラストなどで代用することもあります。」

「そうなの。それでも、心配ね。」

「裁判員を経験した人の感想では、やってよかったという人が多いですから、実際にやってみるとよい経験になるみたいですよ。もっともそれが原因でPTSDになったとして裁判になった件もありますので、一概には言えませんが。」

「でも、仕事に穴をあけちゃうわね。」

「そうですね。一日に5～6時間は拘束されるので、その間、仕事は難しいと思いますし、裁判のことで頭がいっぱいになると思いますよ。裁判で知り得た情報を他に話すことは基本的にできないので、他人に相談もできません。先輩のよう

¹ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律15条

に、他の人に任せられない仕事がある人は、辞退が認められます。」

「逆恨みとかされないかしら。」

「被告人に、ですか？それはないと思いますよ。被告人には裁判員の名前もわからないですし、基本的には勾留されています。実際のところ、被告人こそ裁判を受ける側で緊張しているので、裁判員がどんな顔をしていたかとか何を話したかなど覚えていないですね。被告人質問といって、被告人が自分も質問されたり、答えたりしないといけないので、裁判員にどうこうという余裕はないです。」

「薫は、裁判員裁判も経験しているでしょ。」

「そうですね。年に2～3件は担当しています。」

「今度見に行っていいいかしら？次はいつあるの。」

「再来月頃の予定ですけど、見られたくはないのです

が。」

「なにを言っているの。優秀な後輩の雄姿を見に行くわ。また、来月に連絡するね。仕事の邪魔をしてごめんなさい。では、また。」

仕事が忙しいのではなかったのか……。思いながら、三崎は受話器を置いた。

再来月の裁判員裁判のため、弁護人は1～2か月前が非常に忙しい。そもそも、裁判員裁判自体、普通の裁判よりも準備が込み入っていて、裁判員のために法曹三者（裁判官、検察官、弁護人）は何度も打ち合わせをして証拠の数や内容、証人の人数や時間などを細かく決めていくのだ。

すっかり眠気の冷めた三崎は、裁判員裁判の証拠が届いていたことを思い出し、確認作業を始めた。



連載企画 民事事件と弁護士

第3話 弁護士の苦労と強制執行

弁護士(東京弁護士会) 元木崇司

1 弁護士の心の中の苦労(弁護士の仕事の原告側・被告側の違い)

(1)原告側ではほぼ全ての要件を証明する責任があります。そのため、着手金はもらったけれど、当初の見通しが甘く、要件を一つ証明できなかったため敗訴ということになると、かえって依頼者に弁護士費用分だけ損をさせてしまいます。それでも、傍でその弁護士の仕事っぷりを見ていた依頼者が敗訴に納得してくれるのであれば救われますが、最悪の場合は着手金ドロボーと言われかねません。原告側で受任する際は、要件を証明できる証拠を準備できるのか特に慎重になります。

もう一つ、原告側弁護士で苦労するのが、最終的に金銭を回収できるのかです。勝訴判決は取得したものの、被告に資産がないため、結局回収できませんでしたでは、上記同様にかえって依頼者に弁護士費用分だけ損をさせてしまいます。そのため、受任する段階で、回収見込みについても説明する必要があります。

(2)他方で、被告側の弁護士は、既に訴えられた後で事件を知り合いから紹介されて受任する場合があります。特に、顧問先や大事な取引先からの紹介が多いため、紹介者と依頼者の満足のいかに気を遣う必要があります。例えば、万が一、依頼者とトラブルになって辞任をした場合でも、守秘義務があるため、大切な紹介者にその事情を説明することができないのです。それにより、大事な紹介者である顧問先まで失う可能性を孕んでいるのです。

また、原告側で金銭を回収するのと異なり、被告側でいくら減額できるかが仕事です。報酬は一般的に、回収額も減額分も同じ%を乗じて算出します。そのため、被告の場合は、減額成果を出しても、報酬を何故支払わなければいけないのかと思う依頼者が稀にいます。被告側で成果を出しても報酬をもらうまでが大変なのです。

2 財産調査の苦労

話を元に戻します。原告側で裁判での勝訴判決又は和解に

よる成果を出したとします。それらは債務名義と言って、被告が任意で支払わない場合に財産を差し押さえていく根拠となります。

和解の場合には、支払う意思と能力があるからこそ、被告側もその内容で和解するのですから、最初から未払いということは稀です。むしろ、支払意思もないのに和解して原告の請求の一部を放棄させたのであれば、それこそ詐欺罪となります。他方で、判決の場合には支払われないことがあります。特に、被告側が一度も裁判に出席したり反論したりしないまま出た判決などでは、支払ってくるの方が稀です。

財産を調査する方法ですが、弁護士は調査容易な財産、又は、回収容易な財産から調査を始めます。まず、調査容易な財産とは、被告の住居が賃貸物件ではない場合には、不動産登記事項証明書で不動産を所有していないかどうか調査します。不動産登記事項証明書は誰でも法務局で取得できます。また、勤務先を調査して判明すれば給料を差し押さえていくことができます。しかし、被告が不動産を所有していても、抵当権がほぼ満額設定されている場合には回収できなかったり、競売を実行したりするため回収に時間がかかります。また、勤務先の給料も、差し押さえられる金額には限度があります。給料が44万円以下ならその4分の1までの金額、44万円以上なら給料から33万円を控除した金額が、毎月回収できる金額です。そのため、一気に回収できず、差し押さえられた被告が転職してしまうかもしれません。

次に回収容易な財産とは預金です。預金口座を調査する方法は、去年頃から急に難しくなりました。それまでは、興信所に依頼すると一口座5万～10万程度で、銀行名・支店名、調査日現在残高を調べてくれていました。口座情報はプライバシーで保護されているため国税庁以外は調査できないはずですが、ネット銀行は調査不可とのことなので、逆から考えた一説によると、銀行内部に興信所の依頼を受けて調査するスパイがいるのではないかとのことでした。しかし、逗子ストーカー事件で、違法に情報を取得した探偵業者が逮捕され

たため、全国の興信所が口座情報を調査することを止めるようになりました。

そこで、被告名義の預金口座は、携帯番号から調査することがあります。それは、弁護士照会という弁護士法で認められた調査方法です。弁護士会から携帯会社に、その携帯番号の名義人や携帯料金の引落とし口座情報を照会するのです。もっとも、照会に応じないところもあります。次に、当てずっぽうで預金口座差押えの申立てをすることがあります。口座の差押えには、銀行名と支店名が必要です。そのため、被告住

所近辺の銀行と支店に口座があるものと推測して差し押さえることがあります。差押えが空振りになると、被告は用心して口座から残高を引き出してしまう恐れがあります。そこで、空振りを避けるため、複数の口座に、判決債権額を分割して割り付けて差し押さえの申立てをすることがあります。

このように、裁判は勝ち負けだけでは依頼者を満足させることはできないので、先を見据えて進めていく必要があるのです。



会のうごき

入退会者情報

入 会 者

(支部名の下は入会年月日)

トチカオクチョウサシホウジンカンダ 土地家屋調査士法人KANDA	登録番号 12-0017-01-0039	新宿支部 2014/9/4	〒160-0023 新宿区西新宿8-4-1 TEL 03-3227-4551 FAX 03-3227-4552
タケダ ヨシヒコ 武田 良彦	登録番号 7865	千代田・中央支部 2014/10/20	〒104-0031 中央区京橋1-1-1 八重洲ダイビル7階 TEL 03-3516-1447 FAX 03-3516-1448
ナリモト タカシ 成 本 孝	登録番号 7866	中野支部 2014/10/20	〒164-0002 中野区上高田5-38-1 ペンテグラン野本101 TEL 03-5942-9833 FAX 03-5942-9833
エンドウ ヒロシ 遠 藤 浩 史	登録番号 7867	渋谷支部 2014/11/20	〒150-0043 渋谷区道玄坂2-10-7 新大宗ビル715号 TEL 03-3463-9438 FAX 03-3477-6927
ミヤザキ ケイ 宮 崎 慶	登録番号 7868	千代田・中央支部 2014/11/20	〒101-0047 千代田区内神田2-11-6 共同ビル（内神田）5階 TEL 03-5577-5377 FAX 03-5577-5134

退 会 者

井 上 茂	港 支 部	登録番号 7538	2014/10/20	会変更（大阪）
土地家屋調査士法人 エフアール事務所	豊 島 支 部	登録番号 01-0009	2014/9/30	清算終了
鵜 澤 守	世 田 谷 支 部	登録番号 5193	2014/10/30	業務廃止
落 海 一 哉	台 東 支 部	登録番号 7828	2014/11/5	業務廃止
山 田 四 朗	新 宿 支 部	登録番号 7639	2014/11/5	逝去
海老澤 弘	田 無 支 部	登録番号 7580	2014/11/13	業務廃止
岡 部 友 義	中 野 支 部	登録番号 4923	2014/11/19	業務廃止
上 赤 一 郎	八 王 子 支 部	登録番号 5731	2014/11/21	業務廃止
小 林 文 子	千代田・中央支部	登録番号 7565	2014/11/28	業務廃止
玉 野 明	千代田・中央支部	登録番号 6043	2014/12/2	業務廃止
森 清	葛 飾 支 部	登録番号 6190	2014/12/8	業務廃止
森 隆	品 川 支 部	登録番号 7762	2014/12/12	退会
村 田 慎太郎	足 立 支 部	登録番号 7175	2014/12/12	業務廃止
小 田 勝 弘	立 川 支 部	登録番号 5268	2014/12/19	業務廃止
土地家屋調査士 法人本州測量	世 田 谷 支 部	登録番号 01-0037	2014/12/5	清算終了
丸 岡 郁 志	世 田 谷 支 部	登録番号 7666	2014/12/19	退会
西 尾 勉	渋谷支部	登録番号 6523	2014/12/22	退会
安 部 清	墨 田 支 部	登録番号 3919	2014/12/23	逝去
宮 増 忠 弘	立 川 支 部	登録番号 4773	2014/12/26	業務廃止
新 川 由 伸	豊 島 支 部	登録番号 6058	2015/1/1	逝去



各部からのお知らせ

災害対策専門部会による宮城会への視察報告

〔災害対策担当専門部会〕

平成26年9月10日から一泊の行程で、災害対策担当専門部会のメンバー4名と事務局職員1名の計5名により、宮城会を訪問してきた。

主に、

- ・東京会から被災3県会に義援金を渡すこと
- ・「災害対策マニュアル※」の改良を目的とした意見交換
- ・安否確認サービスの導入についての意見交換

を目的としての訪問であった。

※ 「災害対策マニュアル」とは、大規模な災害が発生した際の対応について必要な事項を定め、災害発生後速やかに被災会員の救援活動を行うことができるよう、東京会で策定したものである。

午後1時に宮城会事務局に伺うと、鈴木修会長はじめ三浦副会長、菅澤副会長、松田副会長、鈴木総務部長の総勢5名に出迎えていただき、本館2階の会議室に通された。

最初に小沢部会長(副会長)から鈴木会長に会員の皆さんからお預かりしていた義援金(1,277,292円)を手渡した。



義援金受け渡しの様子

東京会では義援金の受付が終了し、今回で一旦の節目となる。

その後は事前にお送りしてあった質問に沿って担当より説明をいただき、質疑応答をする形で進められた。4時間に渡って丁寧に説明をいただいた。その一部を紹介する。

本会事務局の被災状況と機能回復

〈宮城会〉

もちろん激しい揺れがあり、屋内が散乱するなど被害は出た。しかし怪我人や建物の欠損など直接の大きな被害はなかった。それよりも都市機能マヒに巻き込まれたため、事務局員は1週間程度自宅待機とした。平時の仕事は全てストップする(ニーズがないので)。すべきことはとにかく安否確認、続いて支援物資の受け入れと支給。支給しながらも安否の確認。そして見舞金、義援金の配分。これらは鈴木会長が中心となり、自然と集まった役員または会員で行った。事務局員は翌週から出勤しその業務補助にあたった。

〈感想〉

東京会の対策マニュアルでは事務局機能をいち早く回復することが、その後の役務を円滑にすすめるための優先事項と位置づけている。そのため事務局員の安全の確保と万が一に備えた備蓄は必要不可欠と考える(ちなみに宮城会では備蓄はしていない)。あまり事務局に頼り過ぎないことも大切ではあるが、この点においては各会で事務局の役割に差があることを感じた。

なお、宮城会の事務局職員は、会の近傍から通勤しているとのことで、多少状況が落ち着けば、通勤が可能な状況にあったようであるが、東京会の事務局の場合、1時間近くの時間をかけて通勤している者がほとんどであるため、被災後の交通事情次第で、長期に亘って出勤できないことも想定される。

震災時会員の安否確認方法

〈宮城会〉

基本は電話。電気が止まっているときは、携帯電話が有効である。同様に、デスクトップ型のパソコンは使えないため、紙に打ち出された会員情報に書かれている事務所の番号に電話をかける。通じない会員は顔見知りであるだろう会員からの情報。自発的に連絡してくれる会員もいたが、少数。会から確認したのがほとんど。最初は電話が通じないので苦労した。事務所が被災したところは避難所に行く場合もあった。支援物資の支給がてら安否確認もおこなった。でも、必ずしも、住んでいる地域の避難所に避難しているとは限らず、なかなか見つからないこともある。ブログやSNSなどで確認もした。全員の安否確認には9日を要した。

〈感想〉

震災当初から会長ブログなどで安否確認に尽力していたことが伝わる。9日間が長く感じられたことだろう。会員数が300名弱の宮城会でもこれだけ大変だったのだから、1,500名を超える会員数の東京の場合は状況次第ではあるが安否確認には相当な困難が予想される。出来る限り会員から会へ連絡をしてくれるように働きかけることが重要だと感じた。

メールなどによる安否確認サービスについて

〈宮城会〉

補助的な方法としてはよいのではないかと。宮城会としては現在のところ考えてはいない。普段から会員とどう向き合うかが大切だと考える。地域性もあると思う。《落ち着いたら、本会に会員は連絡する》ことを会員に周知するのが最大の対策と思う。

〈感想〉

安否確認に苦労されたので今後の対策を考えていると思ったところ、そうではないことに意外性を感じた。本会への連絡を平時から会員が理解していないと、会員は災害時にしてこないことは容易に予想できる。現行東京会マニュアルは、その旨を記載しているがさらに強化したい。一方でメールなどによる安否確認サービスは補助的ではあるが東京の地域性などを鑑みればかなりの手助けになるはずである。この点では同意をいただき自信を深めた。

そのほか当時の様子からその後の対応なども伺った。結局のところ、平時にいくら想定をしていても、地域の全域を災害が襲えば、規定のとおりに行動することは不可能なので、まずは、動ける人が動くべきと仰っていた。

また、支援物資、見舞金義援金の配分もご苦労があったようだ。沈静化した後で、きちんと判断根拠を説明できるように注意を払いながらも、不作為にならぬよう、即座に決断をしたそうである。印象的だったのは「最後は責任者の覚悟ですよ」と言っていた鈴木会長の言葉である。

3年半たった今でも対策本部は解散していない。いまだ災害対策継続中の宮城会であった。

翌日は被害の大きかった名取市^{ゆりあげ}閑上地区とその周辺を見学。

日和山公園の隣には高さ8・4m(ここの津波の高さ)の慰霊碑(写真)が建てられていた。



名取・閑上 東日本大震災慰霊碑「芽生えの塔」

周辺では海側の宅地は高さ10m近くにかさ上げする工事が行われ、道路一本挟んだ陸地側では広大な区画整理の整地真っ最中。かなりの土地家屋調査士が活躍しているらしい。



津波により荒廃状態のままであった地区(宮城県名取市関上4丁目18)海岸側を撮影



津波により廃校となった関上中学校



津波により荒廃状態のままであった地区(宮城県名取市関上4丁目18)陸地側を撮影

訪問した日は石巻市で豪雨による床上浸水被害があり、仙台市でも道路が冠水するなど水害があった。

最近では地震に限らず様々な災害が想定されるようになってきた。すべてに備えることは不可能であるが、多少なりとも万が一の備えになるべく我々も準備をしていきたい。本稿に書き切れなかったことについては、付託された事項の検討に役立てたいと思う。

各部からのお知らせ



各部からのお知らせ

会費の自動振替口座の残高確認について

〔財務部〕

会員各位におかれましては、会費の自動振替制度にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当会の会費につきましては、会則別紙の4の定めに基づき、1年間の4期に分け、各期分を前納することとされております。

つきましては、平成26年度及び27年度における「会費の自動振替の年間スケジュール」をお知らせ致しますので、振替不能等の行き違いなどありませんよう、振替日が近づきましたら、預金口座の残高をご確認くださいますよう、お願い致します。

【平成26・27年度 会費の口座振替年間スケジュール】

口座振替日	振替対象期	振替対象月
平成27年1月27日（火）	平成26年度 第4期分	平成27年1月～3月
平成27年4月27日（月）	平成27年度 第1期分	平成27年4月～6月
平成27年7月27日（月）	平成27年度 第2期分	平成27年7月～9月
平成27年10月27日（火）	平成27年度 第3期分	平成27年10月～12月
平成28年1月27日（水）	平成27年度 第4期分	平成28年1月～3月

※残高不足等により振替不能の場合は、直接本会にお振込いただくことになります
(振込手数料については、各自のご負担となります)。



各部からのお知らせ

「土地」をテーマにした 「川柳公募」企画の審査結果発表

〔広報事業部〕

2014年11月14日

2014年10月1日（水）～11月7日（金）に当会で公募していた、「『土地』をテーマにした川柳公募企画」には、多数のご応募をいただき、誠にありがとうございました。

もめ事の多い土地の境界や相続問題、それに関連しての分筆や登記など、土地への想い・悩みを託した作品が、合計2,826句寄せられました。

厳正かつ公正な審査の結果、入賞作品が決定しましたので、発表いたします。

入賞された皆さま、おめでとうございます。

※ 順不同



入 選

- | | |
|--------------------|-------------|
| ◆ 境界が 気になる土地も 生え際も | (大阪・30代・男性) |
| ◆ 境どこ ご近所総出で 杭探す | (東京・60代・男性) |
| ◆ 兄弟で 遊んだ陣取り 今リアル | (東京・50代・女性) |
| ◆ 親がした 共有名義に 泣かされる | (島根・40代・女性) |
| ◆ 分筆の 行く手を阻む 隣接者 | (福井・50代・男性) |



佳 作

- | | |
|----------------------|-------------|
| ◆ ローン済み 家屋の価値も 土地だけに | (大阪・40代・女性) |
| ◆ 売り時を 逃した土地と 我が娘 | (埼玉・50代・女性) |
| ◆ ウチの土地 空撮すると こざとへん | (東京・40代・男性) |
| ◆ 秘密基地 作った場所に 一軒家 | (福岡・20代・女性) |
| ◆ 登記簿に ひいじいさんが 生きていた | (三重・50代・女性) |
| ◆ 登記簿は パパでも家の 主はママ | (東京・50代・女性) |
| ◆ 境目が 縁の切れ目に 変わる土地 | (愛知・30代・男性) |
| ◆ 境界杭 角を立てずに カドに打つ | (愛知・30代・女性) |
| ◆ 思い出せ 親父に聞いた 杭の位置 | (東京・60代・男性) |
| ◆ 境界で 言葉の壁が 邪魔してる | (大阪・30代・男性) |
| ◆ 境界線 きちんと区切り 後悔せん | (滋賀・40代・女性) |
| ◆ 気のせいか 隣の塀が 寄ってくる | (徳島・30代・男性) |
| ◆ 難しい 英語と土地の 活用形 | (東京・30代・男性) |

- ◆ 父は坪 子供はこんだけ 俺平米
- ◆ もめている 境を行き来 するタヌキ

(宮城・50代・男性)

(福岡・60代・男性)

<連絡事項>

1. 本企画にご応募いただきました全ての作品の著作権は、当会に帰属します。
2. ご応募いただいた作品は、事前の承諾なく、当会ホームページやその他の媒体等で、使用することがあります。
3. 入賞者には、東京土地家屋調査士会より、入賞商品が発送されています。

<本企画問合せ先>

東京土地家屋調査士会 広報事業部

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館1階

TEL：03-3295-0587 / FAX：03-3295-4770



各部からのお知らせ

「会員の地域貢献活動」に関する原稿募集の告知

〔広報事業部/会報編集会議〕

本年11月21日に開催された第2回支部長会議において、広報事業部では、各支部長を通して「会員による地域貢献活動」に関する情報提供を依頼しました。

地域の小中学校における「出前授業」や、地域の複数専門士業者による無料相談会などは、制度広報活動であるとともに「地域貢献活動」のひとつであるといえます。

このほかに、前回の599(秋)号で紹介した、地元のサッカークラブで指導と審判員を務める会員さんのように、自身の趣味・得意分野で地域と関係を持っている方など、その形態は

多種多様であると思われます。

そこで、広報事業部及び東京土地家屋調査士会報「とうきょう」編集委員会として、あらためて会員の皆様からの情報提供をお願いする次第であります。

私たち土地家屋調査士は、「不動産登記及び土地境界に関する」専門職能をもって地域社会に貢献する「さむらい」ではありますが、お近くの会員さんでなにか社会貢献活動を行っている人の情報提供を重ねてお願いいたします。

各部からのお知らせ

編集後記

会報副編集長 浅川正雄

新年明けましておめでとうございます。会報「とうきょう」も本号で発刊から600号となります。

前号の編集後記でも瀧野編集長が触れていましたが、昭和33年8月の第1号から平成5年5月号(561号)までは月刊誌として、それ以降季刊誌として刊行され現在に至っています。記念号発刊のため東京会の事務所所在地を探し歩いてみて、私が入会した当時の新橋の事務所取得まで色々なところに事務所があったんだなと思いました。なかでも、個人的に大手町の旧協和銀行・マルハ本社ビルが解体され、新たなビル建築が進んでいることには驚きました。また、そのビルの建築主は「三菱地所」ではないですか、瀧野編集委員長の慧眼には脱帽です。現在、会報編集委員会では支部に置ける制度広報活動等の報告並びに新企画として会員の地域貢献活動等（告知記事を難しく考えずに、ボランティア、町内会等での活動でかまいません。）、会報を通じ発信していきたいと思っています。皆様からの情報提供、あらためてお願いします。

とうきょう

2015年 新春号 No. 600 (2015年1月15日発行)

企画・編集： 東京土地家屋調査士会報編集委員会

発行： 東京土地家屋調査士会 会長 國吉正和

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館1階

TEL：03-3295-0587 / FAX：03-3295-4770

URL：<http://www.tokyo-chousashi.or.jp/>

表紙デザイン・印刷： 新日本法規出版株式会社

* 禁無断転載



表示登記相談のご案内

◆ 本部定期相談

開催場所： 東京土地家屋調査士会

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館

TEL：03-3295-0587

開催日時： 毎週月曜日（午後1時00分～午後4時15分）

毎週木曜日（午後1時00分～午後4時15分）

その他： ※ 事前の電話予約が必要です。予約の上、ご来会ください。

※ より多くの方にご利用いただくため、同一内容、又は同一物件の相談につきましては、複数回の相談はお受け致しかねます。

ただし、資料不足等により、継続案件として取扱うこととなった場合には、この限りではありません。

◆ 支部定期相談

開催日時・場所等につきましては、各支部等にお問い合わせください。

詳細については、当会ホームページ（<http://www.tokyo-chousashi.or.jp/>）にて掲載されておりますので、ご参考ください。

◆ 特設相談

「表示登記の日（4月1日）」と「法の日（10月1日）」にちなみ、4月と10月に、東京土地家屋調査士会各支部にて相談会を臨時で開催することがあります。

開催日時・場所等につきましては、当会ホームページ（<http://www.tokyo-chousashi.or.jp/>）にて告知されますので、ご参考ください。

◇ 相談の対象

土地家屋調査士が行う次の事業に関する事項が相談対象となります。ただし、個別具体的な書類の記載方法等に関するご相談・指導につきましては、無料相談では応じかねますので、あらかじめご了承ください。

土地： 境界確認、鑑定測量、分筆・合筆・地積更正・地目変更等の各登記

建物： 新・増・改築の表示・変更・更正登記、区分・合併・分割・滅失等の各登記

調査： 土地・建物の調査・測量

その他： 公共嘱託登記、審査請求手続、その他不動産の状況に関する事項等

常設「支部無料相談実施箇所」一覧表

平成26年4月1日現在

支部名	実施日	時間	場所
千代田・中央	毎月第3木曜日	13:00～15:00	千代田区役所 2階区民相談室
	毎月第4木曜日	13:00～16:00	中央区役所 1階区民相談室
港	毎月第3木曜日	13:00～16:00	東京法務局港出張所 2階ロビー
台東	毎月第2火曜日	13:00～16:00	台東区役所 1階区民相談室
	毎月第4火曜日		
江東	毎月第2水曜日 2・8月のみ第一水曜日	13:00～15:00	江東区役所 本庁舎 2階ロビー常設相談コーナー
足立	毎月第2水曜日	13:00～16:00	足立区役所 北館 3階 区民の声相談課
江戸川	毎月第1土曜日	13:00～16:00	グリーンパレス 江戸川区民センター 3階相談室
	毎月第3土曜日		
葛飾	毎月第3木曜日	13:00～16:00	葛飾区役所 2階区民相談室
新宿	毎月第2火曜日	13:00～16:00	新宿区役所 第一分庁舎 2階相談室
中野	毎月第2火曜日 (1月開催無し)	13:00～16:00	中野区役所 1階専門相談室(予約制)
	毎月1回 (8月開催無し)	10:30～16:00	中野区役所 1階ロビー(詳細については、区役所にお問い合わせください。)
練馬	毎月第1木曜日	13:00～16:00	練馬区役所 区民相談所(予約制)
	毎月第3木曜日		
	毎月第1月曜日		練馬区役所 石神井庁舎 2階 区民相談室(予約制)
大田	毎月第1水曜日	13:00～16:00	大田区役所 1階ロビー
渋谷	2・5・8・11月中に1回ずつ	詳細は渋谷支部まで	渋谷区立勤労福祉会館又は渋谷区立商工会館 5階
目黒	毎月第3月曜日	13:00～16:00	目黒区総合庁舎 1階
豊島	毎月第3水曜日	10:00～12:00	豊島区民センター 2階第3相談室
北	毎月第1木曜日	13:00～16:00	北区役所 3階区民相談室
荒川	毎月第3木曜日	13:00～16:00	荒川区役所 区民相談室
八王子	毎月第2火曜日 (1・2月は1回(日曜日))	13:00～15:30	八王子市役所 八王子駅南口総合事務所
町田	毎月第1木曜日	13:00～16:00	町田市役所 市民相談所(予約制)
	毎月第3木曜日		
府中	毎月第1水曜日	13:00～16:00	小金井市役所 市民相談室
調布	毎月第3金曜日	13:00～16:00	調布市役所 2階ロビー
	毎月第4木曜日		狛江市役所 市民相談室
武蔵野	毎月第3月曜日	13:00～15:00	三鷹市役所 2階市民相談室
	不定期(年8回程度)	10:00～15:00	武蔵野市役所 1階ロビー
田無	毎月第3木曜日	13:30～16:30	西東京市役所 保谷庁舎市民相談室
	毎月第2火曜日	13:00～16:00	小平市役所 市民相談室
	毎月第2木曜日	13:30～16:30	西東京市役所 田無庁舎市民相談室
	毎月第1水曜日	13:00～16:00	東久留米市役所 市民相談室
	毎月第1水曜日	9:30～11:30	清瀬市生涯学習センター(予約制)
	毎月第2火曜日	13:00～15:00	東村山市役所 市民相談室
立川	毎月第2水曜日	13:00～16:00	武蔵村山市役所(3日前までに要予約)
西多摩	毎月第1木曜日	13:30～16:30	福生市役所 市民相談室
	毎月第3金曜日		青梅市役所 3階市民相談室
	毎月第3金曜日		あきる野市役所(秋川庁舎内) 市民相談室
	偶数月第3火曜日		羽村市役所内 第1市民相談室

用 紙 類 購 入 申 込 書 （ 宅 配 用 ）

東京土地家屋調査士会 会長 殿

事務所所在地：

電 話 番 号：（ ）

登 録 番 号：東京 第 号

氏 名：

（職印）

※

/

※担当

（平成 年 月 日申し込み）

No.	品 名	仕様(枚)	金額(円)	数 量	合 計 (円)
709	地 積 測 量 図（洋 紙）	50	900		
711	土 地 所 在 図	50	900		
712	地 役 権 図 面	50	1,200		
713	建 物 併 用 図（洋 紙）	50	900		
715	証明書(土地所有者又管理人)	100	600		
716	工 事 完 了 引 渡 証 明 書	50	250		
717	建 物 減 失 証 明 書	50	250		
718	承 諾 書（権 利 の 消 滅）	100	600		
723	受 託 票	50	300		
724	筆 界 確 認 書	50	250		
725	立 会 証 明 書	50	350		
726	立 会 通 知 ハ ガ キ	50	450		
731	委 任 状	50	250		
733	事 件 簿	50	600		
736	請求・領収書(復興特別所得税対応) ※H27.3.31まで使用可	50	700		
780	請求・領収書(新様式・内税)	50	600		
781	請求・領収書(新様式・外税)	50	600		
741	地 形 図	50	650		
742	土地境界図 和紙(A2)無地	25	2,500		
743	” (A1)無地	10	1,500		
788	” (A2)無地厚口	10	2,000		
787	” (A1)無地厚口	10	2,500		
785	土地境界図 上質紙(A2)無地	25	650		
786	” (A1)無地	10	550		

No.	品 名	仕様(枚)	金額(円)	数 量	合 計 (円)
171	図 面 用 白 紙 穴 有	100	1,630		
173	” ” 穴 無	100	1,050		
777	登記識別情報用封筒(レザック)	50	5,000		
	” (青色普通紙)	50	5,000		
	” (うぐいす色普通紙)	50	5,000		
778	目 隠 し シ ー ル	100	1,000		
779	重 要 書 類 ポ リ 袋	100	5,000		
763	表 紙	登記済証(A4色上質)	50	900	
761	” 枠のみ(A4色上質)	50	900		
155	A 3 平 安	100	1,590		
157	” O A 和 紙 W P 1600(厚)	100	1,680		
178	” B 平 安	100	1,050		
179	” O A 和 紙 W P 1200(厚)	100	1,230		
154	” 和 紙 平 安	100	840		
159	” O A 和 紙 W P 1000(厚)	100	1,050		
274	” O A 和 紙 W P 1 (ア イ)	100	1,460		
275	登 記 完 了 証	50	700		
276	偽 造 防 止 用 紙 (A 3)	50	900		
小 計					円
梱 包 料 ・ 送 料 等					※ 円
請 求 金 額					※ 円

※印の欄は記入しないで下さい。

配達指定日：

月

日（

）

午前・午後

●発送方法

☐ 宅配

☐ 郵便

☐ 来店(清申印刷)

※ 要 東京会宛事前FAX

●お支払いについて

宅配業者による代金引換払いとなります。

※ 翌日の配送をご希望の場合は、前日の午後3時00分までにご注文ください。ただし、前日・翌日ともに平日の場合に限ります。

月刊登記情報 & 登記先例解説集 電子復刻版 DVD

登記・供託実務をサポートし続けてきた『月刊登記情報』を
前身の『月刊登記先例解説集』とともに一挙にデジタル化した
「月刊登記情報&登記先例解説集 電子復刻版DVD」が、
発売以来、好評を博している。
多彩な検索機能や関連情報への瞬時のジャンプが大きな特長だ。
今回は製品の概要と特長についてご説明していこう。

50年にわたり 登記・供託実務をサポート

「月刊登記情報」は、前身の「登記先例解説集」が昭和36年に第1号を発行以来、創刊50周年を迎えた。その間、担当官による法令・先例・新制度の解説、登記官・供託官による実務報告・実務解説、司法書士・土地家屋調査士による申請者側のノウハウの紹介、さらには登記・供託関連の先例・判例など、常に登記・供託実務をサポートする有益な情報を提供し読者から好評を得てきた。

創刊号から628号までを電子化し、 バックナンバー絶版の問題を解決!

しかし、古いバックナンバーは絶版となっており、それらの号の内容を知りたいという要望に応えることができない状態だった。また、仮に全てのバックナンバーを所蔵していたとしても、膨大な記事から目的の記事を適切かつ迅速に検索することは非常に難しく、多大な時間を労する。ところがこの問題を見事に解決する製品が登場した。登記先例解説集の創刊号から登記情報628号までの628冊をデジタル化し、DVDに収録した「月刊登記情報&登記先例解説集 電子復刻版DVD」である。

デジタルだからこそその 多彩かつ強力な検索機能

多彩な検索方法により全628冊から必要な記事を瞬時に検索することができるのは、デジタルならではの特長と言えよう。掲載記事は誌面そのままをPDFファイルにして収録しているので印刷すれば書籍のコピーそのもの。さらに、記事に引用された先例や判例が収録されている場合は、クリックだけで瞬時に表示できるため、これまで膨大な時間をかけていた調査作業は飛躍的に効率化される。まさにこれからの時代に必須の情報ツールだ。



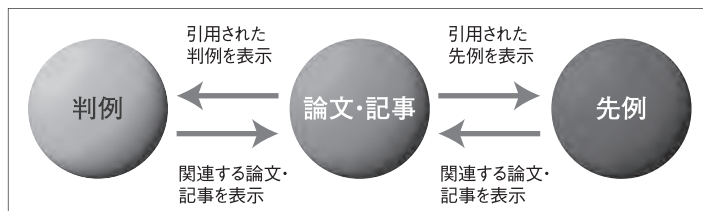
■ 収録範囲

■ 月刊登記先例解説集	第1号(昭和36年7月発行)～第412号(平成8年3月発行)までの412冊
■ 月刊登記情報	第413号(平成8年4月発行)～第628号(平成26年3月発行)までの216冊

※第581号～第628号までは追補版に収録されております。

■ 特長

- 「月刊登記先例解説集」はすべての号を、「月刊登記情報」は413号から628号までをDVDに収録。
- PDFファイルの採用により誌面そのままを参照・印刷可能。
- 「論文・記事」については、号・頁、著者・肩書き、発行年による検索に加えて、論文・記事全文からの任意語検索を実現。
- 「先例」については、号・頁、発出日付、発出主体、先例番号からの検索に加えて、任意語による全文検索を実現。
- 「判例」については、号・頁、法令条文、裁判所、事件番号、裁判日付からの検索に加えて、任意語による全文検索を実現。
- 先例約6100件に加えて、論文・記事に引用された登記関連判例約7500件を収録。
- 検索CD-ROMにより、膨大な本誌データを一挙に通し検索可能。
- 関係論文、引用先例、引用判例など関連情報の追跡機能を装備。



本体価格:120,000円+税
追補版価格:6,000円/年+税

登記先例解説集誌・登記情報誌の特長

- 登記・供託実務にかかわる法令・先例・新制度などについて、担当官による解説を掲載し、確かな実務指針を提示。
- 登記官・供託官による実務報告・実務解説を豊富に掲載し、現場での運用を紹介。
- 司法書士・土地家屋調査士による解説も充実。申請者側のノウハウを紹介。
- 登記・供託関連の先例を多数掲載。登記国賠訴訟、筆界確定訴訟など登記関連の判例も充実。



「月刊登記情報」1年間 無料購読サービス実施中!

ただいま「月刊登記情報&登記先例解説集 電子復刻版DVD」をご購入いただくと、「月刊登記情報」を1年間無料で購読いただけます。

「月刊登記情報」を定期購読されている方へ 無料購読に換えて特別優待割引にてご提供致します。

登記インターネット

電子復刻版DVD

同時販売中!



「月刊登記情報&登記先例解説集 電子復刻版DVD」との併用により、先例約6500件、判例約8000件が参照可能!

詳しくは、「月刊登記情報&登記先例解説集 電子復刻版DVD」のHPでご覧ください。

詳しくは...

登記情報 DVD

検索

■ 販売会社 株式会社

LIC

Legal
Information
Center

〒107-0062 東京都港区南青山2-6-18 渡邊ビル
TEL 03-3401-5181 FAX 03-5412-0535
<http://www.hanreihisho.com>

2015年合格を
目指せ!!

合格者がススメル、中・上級者のための

土地家屋調査士 合格直結答練'15

東京法経学院が誇る最強の実戦演習講座はこれだ!!

通学講座

通信教育

合格直結答練では、〈第1弾〉ベストセレクト答練→
〈第2弾〉実戦答練→〈第3弾〉全国公開模試の順で
段階的に演習を行うことで、ハイレベルな学力の完成を目指します。

第1弾

ベストセレクト 答練 (7回)

本講座では、応用問題を解くだけでは見落としがちな過去問レベルの良問を解答することで、知識を再構築し学力の習熟度を高めてまいります。弱点の早期発見や今後の学習計画の調整などといった現状分析の役割も担う講座となります。

第2弾

実戦答練 (12回)

「分野別予想答練」・「総合テスト」の2つのセクションで構成された答案練習会が実戦答練になります。本試験と同じ問題数・制限時間で解答していただきます。良質な問題は、近年の本試験問題を徹底的に分析することで判明した重要項目や論点を含んだ新作予想問題を出题します。

第3弾

全国公開模試 (2回)

本試験へ向けての予行演習を全て本番と同一形式で実施します。2回に分けて行われる「全国公開模試」は、5月中旬に実力診断模試、7月中旬に直前実戦模試の2回を行います。弱点の発見や、時間配分の確認・本試験シミュレーションへの対応などの各種最終調整を行うことができます。

☆ 通信教育(ベスト) + 通学(実戦)の併用也大募集!!

☆ 通信教育では、3タイプ(DVD付,DL,教材学習)を募集

■ 学 費

- 通 学 … 186,200 円 (税込)
- 通 信 [DVD 付] … 216,000 円 (税込)
- 通 信 [ダウンロード] … 172,800 円 (税込)
- 通 信 [教材学習] … 136,800 円 (税込)

2015年2月上旬開講

通信教育[教材学習]は教育訓練給付制度対象講座となります。詳細は、当学院までお尋ねください。

 LICENSE SCHOOL 創立1961年・高実績と信頼
東京法経学院

TEL 03 (6457) 8541
FAX 03 (5362) 0160

〒160-0003 東京都新宿区本塩町21番地ラゴ東京ビル8F

E-mail
info@thg.co.jp

ホームページ
<http://www.thg.co.jp/>

お申込みはホームページ
からも承っております。



東京土地家屋調査士政治連盟

昨年は下記の4点について予算要望を行いました。官公署の未登記建物の表題登記の推進は全国的な動きになってきています。また、本年4月の統一地方選挙に向け各地区への支援を行っていきます。ご協力をお願いいたします。

1. 木密地域不燃化10年プロジェクトへの助成
2. 細街路拡幅整備事業への助成
3. 借地上の都所有建物の建物表題登記の推進について
4. 東京都内における地籍調査事業の推進について

特に木密地域不燃化10年プロジェクトでは土地家屋調査士が関与できる分野は、住民への相談、分筆登記、滅失・表題登記業務など多岐にわたります。プロジェクトが停滞することのないよう予算の配分を要望しました。

都議会自由民主党土地家屋調査士政策研究会



都議会公明党



都議会民主党



政治連盟からのお願い

政治活動を通じて目標を達成させるには一人でも多くの会員の力が必要です。平成26年10月現在東京会会員に対する加入率は44%であり、まだまだ十分な活動ができているとは言えません。政治連盟の趣旨をご賛同いただき、この活動にご協力をお願いいたします。

詳しくは検索



「東京土地家屋調査士会ホームページ→会員の広場→東京土地家屋調査士政治連盟」

相談にのるゾウ

お隣さんとの境界が分からないときや、建物を新築・取り壊したとき、登記手続きが分からないときは、お気軽にご相談下さい。

杭を入れるゾウ

自分の土地に境界標が設置されているかどうか、もう一度確認しておきましょう。

土地や家屋を支えるゾウ

測量をするゾウ

土地家屋調査士は調査や測量を行って境界の情報がわかる図面を作り、トラブルのない安心な暮らしを守るお手伝いをしています。

地図を作るゾウ

正確な地図を作るために、土地家屋調査士が作成した「地積測量図」と「境界（筆界）確認書」を大切に保管しておきましょう。

エコゾウ&トッチ



杭を残して悔いを残さず
東京土地家屋調査士会

※より多くの方にご利用いただくため、同一内容、又は同一物件の相談につきましては、複数回の相談はお受け致しかねます。

ただし、資料不足等により継続案件として取扱うこととなった場合には、この限りではありません。

※個別具体的な書類の記載方法等に関するご相談・指導については、無料相談では応じかねますので、あらかじめご了承ください。

発行所 東京土地家屋調査士会 © 〒101-0061 東京都千代田区三崎町 1-2-10 土地家屋調査士会館

TEL 03-3295-0587 FAX 03-3295-4770 URL <http://www.tokyo-chousashi.or.jp/> e-mail info@tokyo-chousashi.or.jp

東京土地家屋調査士会報「とうきょう」年4回（1・4・7・10月）15日発行 定価1部 200円 購読料 東京土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収